

令和3年 朝日村議会

9月定例会会議録

令和3年 9月8日 開会

令和3年 9月17日 閉会

朝 日 村 議 会

令和3年朝日村議会9月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月8日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに 認定第1号から認定第7号まで並びに報告第6号の上程	7
○議案提案説明	8
○健全化比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	18
○令和2年度決算審査報告	19
○議案内容説明	25
○散 会	26
○署名議員	27

第 2 号 (9月15日)

○議事日程	29
○出席議員	29
○欠席議員	29

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	29
○開 議	30
○議事日程の報告	30
○会議録署名議員の指名	30
○諸般の報告	30
○一般質問	31
北 村 直 樹 君	31
上 條 俊 策 君	41
清 沢 正 毅 君	46
高 橋 廣 美 君	53
林 邦 宏 君	57
中 村 文 映 君	61
齊 藤 勝 則 君	71
上 條 昭 三 君	80
塩 原 智 恵 美 君	86
○散 会	96
○署名議員	99

第 3 号 (9月17日)

○議事日程	101
○出席議員	101
○欠席議員	102
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
○事務局職員出席者	102
○開 議	103
○議事日程の報告	103
○会議録署名議員の指名	103
○諸般の報告	103
○常任委員長の報告	104

○常任委員長報告の質疑、討論、採決	104
○承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに 認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決	105
○追加議案 発議第3号及び発議第4号の上程	135
○発議第3号及び発議第4号の議案提案説明	135
○発議第3号及び発議第4号の議案内容説明	136
○発議第3号及び発議第4号の質疑、討論、採決	137
○議員派遣について	138
○閉会中の継続調査の申出について	138
○村長挨拶	139
○閉 会	140
○署名議員	141

令和3年朝日村告示第55号

令和3年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月3日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和3年9月8日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

不応招議員（なし）

令和3年朝日村議会9月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和3年9月8日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について)

第 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村一般会計補正予算(第4号)について)

第 7 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第1号)について)

第 8 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第2号)について)

第 9 議案第43号 朝日村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

第10 議案第44号 朝日村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第45号 工事請負契約の変更について

第12 議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算(第5号)について

第13 議案第47号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第14 議案第48号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第15 認定第 1号 令和2年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

- 第16 認定第 2号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 令和2年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 6号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計決算認定について
- 第21 認定第 7号 令和2年度朝日村下水道事業会計決算認定について
- 第22 報告第 6号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 第23 承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第6号の議案提案説明
- 第24 令和2年度決算審査報告
- 第25 承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第6号の議案内容説明

出席議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	代表監査委員	上 條 良 久 君
会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君	企画財政課長	上 條 晴 彦 君
住民福祉課長	上 條 浩 充 君	建設環境課長	大 池 守 君
産業振興課長	清 沢 光 寿 君	教育次長	上 條 靖 尚 君

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君 書 記 石 田 和 香 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年朝日村議会9月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 上 條 俊 策 議員

2番 高 橋 良 二 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの10日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果並びに教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号ま

で並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第6号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、承認第6号から日程第8、承認第9号まで及び日程第9、議案第43号から日程第14、議案第48号まで並びに日程第15、認定第1号から日程第21、認定第7号まで並びに日程第22、報告第6号の議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第23、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日、令和3年朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、村民の皆様方には、コロナワクチンの接種へのご協力に対し、感謝を申し上げます。

今定例会は決算議会でもあり、決算認定についてもご審議をいただきますが、令和2年度の一般会計決算は、コロナ関係の交付金、緊急減災・防災事業、アスベスト対策のような期限付大型事業に取り組みました関係で、歳入決算は40億2,294万円、歳出決算は38億5,421万円となり、近年にない大型の予算の執行となりました。

なお、歳入歳出差引額は1億6,873万円の黒字となりました。

コロナ感染症は、感染力の強いデルタ株に置き換わり、さらに大きな第5波として、東京オリンピック・パラリンピックの日本選手の活躍ぶりをかき消すかごとく、猛威を振るっております。松本広域圏や朝日村においても同様であり、県内全域が県独自の感染警戒レベル5となり、朝日村にも県の飲食店時短要請が出る事態となりました。

前線の停滞によるお盆の長雨は、全国各地に災害をもたらしましたが、朝日村での対応や被害について触れたいと思います。

8月12日から16日の4日間の降水量は約300ミリでありました。岡谷市で大きな土砂災害がありましたが、2日間で374ミリでありましたから、朝日村では大規模災害の一步手前でとどまったこととなります。

8月13日から14日にかけて、大雨警報、洪水警報が発令され、災害対策本部を設置いたしました。消防団には村内巡視と警戒をお願いする一方、土砂災害警戒情報の発令と同時に高齢者避難指示の発令を行い、区長会と共に避難所運営マニュアルに沿って、中央公民館と西洗馬公民館に避難所の開設を行いました。実際に避難された方は、2つの避難所に7名で、人家等への土砂災害がなかったことが幸いでした。

朝日村の被災状況、被害状況ですが、東電道路脇の排水路等、各所で水路があふれ、対応に追われました。そのほか、被害が大きかった場所は、キャンプ場に土砂が流入し、一部が利用できなくなっております。林道関係では、鉢盛山線のほか数か所の林道が、洗掘や土砂崩れで通行不能となりました。崩落の関係では、鉢盛山線の岳沢で大規模な土砂崩落が発生していますが、全容は調査中であります。鎖川でも1か所、小規模な堤防の崩落がありました。

復旧ですが、キノコシーズンも間近であったため、林道関係の開通を優先に、専決処分により復旧予算1,300万円を執行させていただきました。鉢盛山線の復旧は、詳細調査の上、別途検討してまいります。

続きまして、各課トピックスの関係について報告いたします。

まず、総務課関係でございます。

去る7月19日に、ヘリポートの竣工を兼ね、山形消防署等のご協力の下、ドクターヘリの離着陸訓練を行いました。信州大学病院から数分で飛来し、救助活動ができる様子を見るにつけ、安心・安全のための設備がまた一つ整ったと実感をいたしました。

また、小学3年生も見学を訪れ、訓練の様子や機体を間近で見ることができ、社会科勉強の一助となったと思います。

9月5日の地震総合防災訓練は、コロナ感染防止のため、各家庭で防災意識を高めていただく訓練といたしました。

次に、企画財政課関係でございます。

旧おひさま保育園を解体し、跡地に公営住宅として若者定住用の地域優良賃貸住宅を建設するため、地域への説明等、諸準備に入りました。2分の1の補助が出る社会資本整備総合交付金を活用する事業で、解体費用として4,750万円を今定例会に補正予算として計上いたしました。

テレワークを活用した移住・滞在の取組を支援する地方創生テレワーク交付金事業の採択により、村内民間企業の建物改修費用に4,500万円の予算がつきました。9割が国庫交付金で賄われ、1割が村の負担となりますが、この負担分は、村のコロナ臨時交付金が充当できることになっております。

次に、住民福祉課関係でございます。

朝日村のワクチン接種状況ですが、9月5日現在、対象者に対し、65歳以上の高齢者は91.8%、64歳から16歳の方は63.1%、中学生、15歳から13歳では81.1%、それぞれ2回の接

種を終えております。12歳になった小学6年生の方は、6名が1回目の接種を終えました。2回目の接種も10月23日で終了の予定で、今後はコンパクトな会場への変更や、土日に都合がつかない人向けにウイークデー接種の体制を整え、これは本日9月8日、9月10日、10月1日に実施する予定でありまして、約18名の方がウイークデーに接種を打たれます。夜の7時からの予定です。

また、そのほか、塩尻市と山形村と朝日村で連携を図り、ワクチンの余剰や端数の調整、接種会場を融通し合う等の協定を進めております。既に、塩尻市より3名の方が朝日村で接種を受けました。

次に、建設環境課関係でございます。

県営中山間総合整備事業において、新たに御馬越工区と西洗馬水管橋の工事が9月末より着工となります。

土地開発公社の向陽台第3期分譲25区画ですが、現時点で18区画、約70%が契約済みまたは商談中であります。完売のめどもつきつつありますので、今後、次の団地の検討に入り、一角に道の駅スタイルのような施設を併設し、村の特産品の開発や販売につなげることも考えていきたいと思っております。

次に、産業振興課関係でございます。

農業政策の指針となる農業ビジョン策定に向け、検討会を立ち上げました。農業者の高齢化や担い手不足、遊休荒廃農地の増加など山積する課題の解決と農業活性化を目指すため、今年度中に策定を行う予定です。

農業委員会から風食防止に関する提言をいただきましたので、具体的な対策を研究するため、風食防止対策協議会内に対策部会を新設いたしました。試験エリアを52区画、約6.3ヘクタール設定し、麦の播種方法の研究と効果について、今後、実証実験に取り組む予定でございます。

次に、教育委員会関係でございます。

夏の公民館関係行事は、コロナ感染防止のため、新たに盆野球を含め、全てを中止といたしました。

縄文むら公園のリニューアル事業に着手をいたしました。検討委員会を設置し、元気づくり支援金を活用し、テーブルやベンチの改修から始め、3か年計画で整備を進めてまいります。

次に、小学校関係でございます。

タブレット端末を利用した授業が始まりましたが、コロナ禍における家庭でのオンライン授業の準備を進めております。10日金曜日には、タブレット端末を自宅に持ち帰り、保護者立会いの下、通信確認を行い、翌週には、Z o o mを使った朝の会を計画しております。

次に、あさひ保育園関係でございます。

園舎内をコロナ対策で抗菌施工を行いました。感染警戒レベル5を受け、園児安全確保のため、自主休園をお願いしております。引き続き、保護者の皆様方には、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決処分4件、条例2件、契約1件、予算3件、決算の認定7件、報告1件の計18件でございます。

まず初めに、承認第6号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては、既定の予算に1,530万円を追加し、予算総額を27億5,160万円としたもので、主な内容はコロナ感染症対策事業として、トイレ洋式化事業に伴う増額でございます。

次に、承認第7号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第4号）の専決処分につきましては、既定の予算に1,300万円を追加し、予算総額を27億6,460万円としたもので、主な内容は災害復旧事業に伴う増額でございます。

次に、承認第8号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につきましては、既定の予算に50万円を追加し、予算総額を4,350万円としたもので、主な内容はコロナ感染症対策事業として、トイレ洋式化に伴う増額でございます。

次に、承認第9号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分につきましては、収益的支出に310万円を追加し、総額を1億1,707万3,000円、資本的収入に811万2,000円を追加し、総額を6,192万6,000円、資本的支出に813万4,000円を追加し、総額を9,943万4,000円としたもので、主な内容は災害復旧事業に伴う増額でございます。

次に、議案第43号 朝日村個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第44号 朝日村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、整備法の制定による番号利用法の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第45号 工事請負契約の変更につきましては、令和2年度移動系デジタル無線設備整備工事請負契約の変更を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第46号から第48号までは補正予算でございます。

まず初めに、議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,800万円とするものでございます。

歳入の主なものは、普通交付税7,518万円、国庫支出金4,818万円、地方債780万円でございます。

歳出の主なものは、旧おひさま保育園解体事業4,750万円、地方創生テレワーク事業補助金4,500万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業674万円、道路・河川の災害対策・災害復旧費1,000万円でございます。

次に、議案第47号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,131万円とするもので、国保税制度改正に伴うシステム改修のための補正でございます。

次に、議案第48号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,740万円とするもので、介護給付費交付金精算による返還金に伴う補正でございます。

次に、認定第1号から第7号までは令和2年度決算認定でございます。

まず初めに、認定第1号 令和2年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額40億2,293万7,000円、歳出決算額38億5,420万9,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第2号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億7,120万8,000円、歳出決算額4億6,594万7,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第3号 令和2年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億2,673万6,000円、歳出決算額5億1,674万3,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第4号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ5,160万3,000円について、決算の認定に付するものでござ

います。

次に、認定第5号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ4,148万8,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第6号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額1億5,381万8,000円、収益的支出決算額1億587万1,000円、資本的収入決算額1億1,462万6,000円、資本的支出決算額1億4,910万2,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第7号 令和2年度朝日村下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額3億2,866万5,000円、収益的支出決算額2億5,895万6,000円、資本的収入決算額2億5,336万6,000円、資本的支出決算額3億2,150万5,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、報告第6号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を報告するものがございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、後ほど担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） ここで、決算書について説明があります。

塩原会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 私からは、認定第1号から第7号までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

金額は、千円単位を切り捨てて、万単位で説明いたします。また、決算の総額及び歳入歳出差引額につきましては、先ほど村長が申し上げましたので、省略させていただきます。

決算資料の水色の仕切り紙の決算明細書により説明を申し上げます。

決算書の8-2ページをご覧ください。

水色の仕切り紙の後ろのほうは8-2ページということになってございますけれども、ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきます。

会計別歳入歳出決算総括表ですが、令和2年度は、一般会計のほか4つの特別会計、2つの公営企業会計予算を執行いたしました。

次に、8-15ページをご覧ください。

8-15ページですが、一般会計歳入の款別決算額でございます。

歳入の内容については、後ほど説明させていただきますので、ここでは表中、真ん中列の収入未済額について説明させていただきます。

収入未済額は総額3億3,382万円でございます。

1款村税526万円、これは主に固定資産税、村民税等の未収金でございます。

13款使用料及び手数料4万円、督促手数料の未収金でございます。

14款国庫支出金1億594万円、15款県支出金168万円、20款村債2億2,090万円、これらにつきましては、それぞれ繰越事業の特定財源として翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、8-16ページをご覧ください。

一般会計歳入決算状況とその前年度比較です。

歳入の主なものを説明させていただきます。

1款村税5億9,995万円、2.2%の減でございます。村民税、固定資産税等の減によるものです。

9款地方特例交付金675万円、64.6%の減です。これは、令和元年度に限り交付された子ども・子育て支援臨時交付金による減であります。

14款国庫支出金9億1,035万円、327.8%の増です。新型コロナウイルス感染症対策関連の特別定額給付金給付事業費、事務費補助金の増によるものであります。

20款諸収入1億730万円、111.6%の増です。土地開発公社事業資金貸付金元利収入の増であります。

21款村債4億5,216万円、110.6%の増です。緊急防災・減災事業債と、繰越しとなりました辺地対策事業債の増によるものであります。

続きまして、8-19ページをご覧ください。

一般会計歳出の款別決算額でございます。

表中、真ん中列の翌年度への繰越額は総額4億99万円です。これは、6月定例会で報告させていただきました12事業の繰越しに伴うものでございます。

次に、8-20ページをご覧ください。

一般会計歳出決算状況とその前年度比較です。

前年度と比較しまして、大きく増減したもののみ申し上げます。

2款総務費 9億6,774万円、130.7%の増となりました。先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対策関連の特別定額給付金給付事業費の増によるものであります。

8款土木費 5億9,563万円、60.0%の増。これは、向原地域住宅団地内道路取得費等の増によるものであります。

9款消防費 2億5,952万円、84.1%の増。消防団詰所建設工事請負費等による増であります。

11款災害復旧費2,011万円、539.9%の増。繰越して行いました農業用施設災害復旧事業の増によるものであります。

続きまして、令和2年度の主な事業について、課ごとに申し上げます。

資料は戻りまして、8-3ページをご覧ください。

後ほど各課より詳しく説明いたしますので、ここでは概要を申し上げます。

初めに、総務課関係では、男女共同参画・行政改革の計画策定事業に総額536万円、人事評価システムほか4つのシステムの整備事業に総額1,327万円、新型コロナウイルス感染症関連では、特別定額給付金事業、生活応援緊急給付事業に総額4億9,817万円。

次のページ、8-4をお願いいたします。

新型コロナ対策として、施設環境整備や対策用品等に総額3,758万円、緊急防災事業として、第5分団詰所建設工事、防火水槽設置工事、移動系防災行政無線の更新、総額に8,621万円。

次に、8-5ページをお願いいたします。

企画財政課関係では、協働のむらづくり推進事業に192万円、地域公共交通対策事業に2,953万円。

次のページ、8-6をお願いいたします。

住民福祉課関係では、戸籍システム・マイナンバー情報連携事業に638万円。

次に、8-8ページをお願いいたします。

建設環境課関係では、公共施設等適正管理推進事業に5,494万円、繰越しの社会資本整備交付金事業の橋梁修繕に9,258万円、道路改築に8,940万円。

次に、8-9ページをお願いいたします。

向陽台住宅内の道路取得事業に1億602万円、簡易水道事業会計では、大尾沢浄水場建設

工事詳細設計業務に4,160万円。

次に、8-10ページをお願いいたします。

下水道事業会計では、ピュアラインあさひ耐震化建築電気等更新工事に5,400万円。

次に、8-11ページをお願いいたします。

産業振興課関係では、地方創生事業による新たな農業の担い手創出事業に815万円。

次に、8-12ページをお願いいたします。

プレミアム付商品券発行事業に1,538万円、中小企業等事業継続緊急給付金に1,202万円。

次に、8-13ページをお願いいたします。

教育委員会では、新型コロナ対策として、子育て支援センター、保育園、小学校、公民館の環境整備等に合わせて843万円、小学校内通信ネットワーク整備事業に1,435万円です。

課ごとの主要事業の説明は以上でございます。

続きまして、8-56ページをご覧ください。

8-56ページ、村債の状況でございます。

表の一番下の合計金額を申し上げます。

令和2年度起債額は4億5,216万円、元金償還額は2億2,120万円で、令和2年度末残高は20億1,775万円となっております。

続きまして、8-59ページをご覧ください。

8-59ページ、基金の状況です。

基金は、財政調整基金へ1億5,424万円の積立てを行い、財政調整基金の令和2年度末現在高は15億8,947万円となりました。

なお、表一番下の基金の総額は、前年度から1億6,152万円増の23億7,545万円となっております。

続いて、特別会計について申し上げます。

9-1ページをご覧ください。

9-1ページ、国民健康保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の国民健康保険税の収入済額が1億2,631万円で、税率改正により4.6%の増となりました。

次に、9-2ページをご覧ください。

歳出の主なものは、2款の保険給付費3億653万円で、前年度から6.5%の増、3款の国民健康保険事業費納付金は1億4,654万円、前年度から11.6%の減となりました。

9-7ページですが、基金につきましては、令和2年度は213万円の積立てを行いました。続きまして、10-1ページをご覧ください。

10-1ページ、介護保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料の収入済額が9,715万円、前年の横ばいとなっております。

歳出の主なものは、2款の保険給付費で4億7,552万円、前年度より1.9%の増でございます。

次に、10-10ページになりますけれども、10-10ページ、基金につきましては、令和2年度は1,300万円取崩しをいたしました。

続きまして、11-1ページをご覧ください。

11-1ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者保険料の収入済額が3,961万円、歳出では、2款の広域連合納付金が5,071万円、どちらも前年の横ばいでございます。

次に、12-1ページをご覧ください。

12-1ページ、あさひプライムスキー場事業特別会計です。

歳入の主なものは、2款繰入金の収入済額が4,143万円、前年より21.0%の増でございます。

歳出の主なものは、1款の事業費は1,464万円で、リフトの修繕費となっております。

2款の公債費は2,684万円でございます。

続きまして、事業会計に移らせていただきます。

決算書は、戻りまして、6-2ページをご覧ください。

6-2ページになりますけれども、ここからは、簡易水道事業、下水道事業会計の予算は収益的収支と資本的の収支の2つに区分されて、収益的収支とは1年間の営業活動の収支、資本的収支とは施設の更新や建設などに係る収支を示しております。

それでは、初めに、簡易水道事業会計でございますが、6-2ページから6-4ページをご覧ください。

初めに、収益的収入の主なものは、1項営業収益、これは主に水道料金等で、8,139万円です。

収益的支出の主なものは、1項営業費用8,995万円、このうち、減価償却費が6,623万円となっております。減価償却費とは、6-4ページに記載がございますので、ご覧いただければ

ばと思います。

次に、資本的収入の主なものは、1項企業債5,940万円、3項負担金等4,017万円で、これは一般会計からの負担金、いわゆる繰入金でございます。

資本的支出の主なものは、大尾沢浄水場建設工事詳細設計業務など、先ほど主要事業として申し上げたとおりとなっております。

次に、下水道事業会計に移らせていただきます。

7-2から7-4ページをご覧ください。

収益的収入の主なものは、1項の営業収益、これは主に下水道料金で1億134万円。

収益的支出の主なものは、1項営業費用2億1,584万円で、このうち減価償却費が1億4,942万円となっております。

資本的収入では、2項企業債1億9,650万円です。

支出については、先ほど主要事業の説明で申し上げましたとおりとなっております。

以上で、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定についての補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（北村直樹君） ここで、関連がありますので、日程第22、報告第6号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告があります。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、報告第6号でございます。健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告でございますけれども、議員の皆様は議案書のほうに付箋をつけさせていただいておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

後ろのほうに令和2年度の決算監査の報告書がございます。その手前になります。後ろから11枚目になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

改めまして、報告第6号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきまして報告をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりま

して、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を報告させていただきます。

裏面のほうをご覧いただきたいと思います。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等でございますけれども、まず最初に、健全化判断比率でございます。

算定比率でございますけれども、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率4.9%、将来負担比率なしでございます。

また、公営企業会計の資金不足比率でございますけれども、簡易水道事業会計、下水道事業会計、あさひプライムスキー場事業特別会計、それぞれ資金不足はございませんでした。

以上でございます。

◎令和2年度決算審査報告

○議長（北村直樹君） 日程第24、ここで認定第1号から認定第7号まで及び報告第6号について、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。

なお、清沢議員は監査委員席へ移動し、着席願います。

上條代表監査委員。

〔代表監査委員 上條良久君登壇〕

○代表監査委員（上條良久君） それでは、先ほどの報告第6号の次のページからになりますが、そこに令和2年度決算審査報告書がありますので、ご覧いただきます。

それでは、私のほうから、令和2年度の決算審査報告をさせていただきます。

このたびの決算審査、清沢正毅監査委員さんと共にさせていただきました。

コロナ禍でもありますので、審査意見を中心に簡略に報告をさせていただきますが、ご容赦いただきます。

早速ですが、報告書の3ページをご覧いただきます。

令和2年度の決算につきまして、記の上の前文をご覧いただきますが、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和2年度朝日村一般会計及び特別会計4会計並びに公営企業会計2事業会計の決算につき、決算書並びに関係諸帳簿及び証書類を審査しましたので、その結果を意見を付して8

月6日に小林村長に報告をさせていただきました。

第1、審査の対象のところをご覧ください。

審査の対象は、令和2年度の朝日村一般会計と朝日村国民健康保険、朝日村介護保険、朝日村後期高齢者医療、あさひプライムスキー場事業の4つの特別会計、それから、公営企業会計は2会計で、朝日村簡易水道事業、朝日村下水道事業です。それから、基金の運用状況です。

第2、審査の期間ですが、令和3年7月27日から8月5日までの期間、審査を行いました。

4ページをご覧ください。

審査の方法です。

第3ということで、審査に当たりましては、村長から審査に付された決算書類が法令の規定に準拠して作成され、かつ計数が正確であるかを確認するとともに、予算執行及び公営企業の経営、財産運営が適正かつ効率的になされたか、定期監査、例月出納検査等の結果を参考にし、関係諸帳簿等及び証書類との照合等、審査を実施いたしました。

また、基金の運用が目的に照らし、确实かつ効果的に運用されているか等を主眼として、担当課長をはじめ職員の皆さんから説明をしていただき、実施をいたしました。

第4で、審査の結果です。

審査に付された決算書類及び基金運用の状況は、関係諸帳簿、証書類と照合の結果、適正であり、計数的に正確であるとともに、予算執行を含め、事務事業が適正に行われたことを認めました。

第5として、決算の概要及び審査意見につきましては、各会計、これから審査意見のみを順次申し上げていきます。よろしく願いいたします。

まず、1、一般会計です。

9ページをご覧ください。

一般会計に関する審査意見、9ページ、(9)というところからですが、1点目です。

アとして、令和2年度決算について。

令和2年度の決算額は、歳入が40億2,293万円で、前年度比31.3%の増加、歳出は38億5,421万円で、前年度比32.1%の増加となりました。増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策費及び村道小野沢幹2号線の舗装補修事業等の普通建設事業費の増加によるものです。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81.8%、前年度対比7.5%増、財政力指数は0.301、

前年度対比0.005ポイント減、実質公債費比率4.9%、前年度対比0.4%減となりました。

財政の主要指標は健全財政範囲内の数値であり、財政の健全化に努めたことは評価するものです。引き続き財政の健全化に努めてください。

2点目、イですが、新型コロナウイルス感染症対策対応についてです。

新型コロナウイルス感染症対策として、毎週定期に対策本部会議を開催し、感染症対策施策の検討及び実施検証を行うとともに、4億5,000万円余の特別定額給付金給付事業をはじめ、村独自の生活応援、子育て応援給付金給付事業、小学校・保育園の教室拡充等の施設環境整備、さらに、マスク・消毒液などの対策用品配布等と様々な新型コロナウイルス感染症対策事業に取り組み、適時対応されたことは評価するものです。

新型コロナウイルス感染症は、収まるどころか、さらなる拡大が続いております。感染予防の最大の効果はワクチン接種とされており、現在、当村においては、ワクチン接種が遅滞なく計画どおり進められております。また、国の総合経済対策交付金活用計画も打ち出されており、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の状況に応じての対応策に努めてください。

10ページをご覧ください。

3点目ですが、ウということで、各種の計画等策定の取組について。

令和2年度において、朝日村第6次総合計画を基本柱として、1つに、①未来に向けた官民の自己改革を基本理念とした朝日村行政改革大綱のアクションプラン、2つ目に、②ということで、「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」を基本理念とした第3次朝日村男女共同参画計画、3つ目として、③ですが、持続可能で魅力的な村を目指しての朝日村協働のむらづくり指針という多方面の計画等の策定に取り組み、完成されたことは評価するものです。今後は、完成した各種の計画等に沿って、それぞれの目的を達成するための取組を推進していただくことを期待いたします。

4点目です。朝日村第1次地域福祉計画の取組について。

「一人ひとりが活躍し、共に支え合い、安心して暮らし続けられる むらづくり」を基本理念とした朝日村第1次地域福祉計画は、地域共生社会として、地域課題に我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて丸ごとつながることで、住民一人一人、暮らしと生きがいを持ち、地域を共につくっていく社会の実現を目指すことが求められています。本計画の推進に関しては、より多くの皆さんが主体的に地域づくりに関わることが求められると思いますので、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、住民の皆さんへ

の周知等、計画に沿っての取組推進に努めてください。

5点目、オということで、地方創生の交付金事業の取組について。

アグリビジネスセンター設置による新たな農業の担い手創出事業については、平成28年度からアグリビジネスセンター設立を目的に事業に取り組みましたが、平成30年度に目的を断念し、令和元年度から朝日アグリ・チャレンジセンターを設置し、援農・小規模流通・新規就農の3本柱による事業推進へと目的を転換して、事業運営を展開してまいりましたが、コロナ禍も影響し、年度目標値に向けた十分な成果が得られず、さらに、幾つかの課題も浮き彫りになったのではないかと捉えております。

本事業は、令和3年度が最終年度となります。令和2年度に把握できた課題をしっかりとクリアし、アグリ・チャレンジセンター機能を確実なものとして、令和4年度以降に、本事業の目指していた実現したい姿の実践に取り組むことを希望いたします。令和3年度に作成する農業ビジョンの中においては、アグリ・チャレンジセンターの位置づけを明確にしていく必要を感じます。

6点目で、11ページですが、カということで、公共施設等の適正管理推進事業、社会資本整備交付金事業の推進についてということで、令和元年度繰越しの社会資本整備交付金事業を含め、令和2年度はコロナ禍に左右されず、公共施設等適正管理推進事業等、道路橋梁整備計画が速やかに事業実施され、松の木橋橋梁修繕、古見57号線の改良工事等に代表されるように、村内の生活ラインの安全性の確保に着実に結びついていることは評価するものです。引き続き、計画に沿った公共施設適正管理事業の管理の推進、社会資本整備事業の推進に期待をいたします。

7点目ですが、キということで、ため池ハザードマップについてです。

令和2年度において、朝日村氾濫解析結果を基に現地踏査を行い、曾倉沢のため池、芦ノ池、滝ヶ入池の3か所を対象に、最大浸水深、氾濫水到着時間の情報及び住民が避難するために必要な情報を盛り込んだため池ハザードマップを作成し、万一の場合に備えた避難方法、避難場所の確保に大いに役立つ資料であると確信をいたします。

ただし、曾倉沢のため池につきましては、設置当時の農業用水利用の機能が失われているのではないかと推察されます。必要性の有無を調査・確認し、災害危険リスク施設から除外、取壊し等の検討に期待をいたします。

8点目です。クということで、学校教育の環境整備についてです。

朝日小学校は、GIGAスクール構想での小学校内の通信ネットワーク事業の整備がされ、

また、全児童にタブレットが配付され、計画どおりのICT教育に取り組める体制になったことは評価するものです。今後、整備された設備が効果的に運用されることを期待いたします。

9点目、ケということで、公民館活動についてです。

令和元年度に社会教育委員会、公民館運営審議会が新たに構築され、今後、新たな公民館事業活動の展開につながることに認識し、期待していたところですが、そのやさき、入三分館では分館活動継続が困難であるという情報がありました。人口減少、少子高齢化等、様々な問題があるにせよ、大変な事態であると思います。早急に地域と懇談の機会を持ち、万全を期すことを期待いたします。

一般会計は以上です。

次ページをご覧くださいますが、国民健康保険特別会計です。

下段をご覧くださいますが、令和元年度の国民健康保険の1人当たり医療費、県全体の市町村中70位と低水準を維持している状況です。保険料水準の統一に向けて、県への納付金金額が予想以上に上回ったことに伴い、令和2年度は保険料率が10%アップされたと、そういう状況ですが、今後も国保加入者への急激な保険料の負担増は避ける等の配慮ある取組の推進をしていただくことを期待いたします。

次ページ、3、介護保険特別会計です。

下段の3、審査意見をご覧くださいますが、高齢者自身が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく、共に支え合い、元気な生活を送ることができるよう地域づくりをするという理念の下、保健福祉・介護保険面での各施策に取り組むため、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画が令和2年度に策定・完了されたことは評価するものです。今後、計画に沿った事業推進はもちろん、保険料を配慮した取組に期待をいたします。

次のページです。4の後期高齢者医療特別会計です。

下段の(3)審査意見をご覧くださいますが、後期高齢者医療の令和2年度の1人当たりの医療費、県全体の市町村中42位と前年度と同様の状況です。老人福祉計画、第8期介護保険事業計画に沿い、事業推進に取り組み、後期高齢者の疾病予防に努めてください。

次のページ、15ページです。

あさひプライムスキー場特別会計です。

下段、審査意見をご覧くださいますが、スキー場は従来の指定管理者の撤退により、令和2年度のシーズン運営が危ぶまれましたが、村をはじめ、スキー場あり方検討会の皆さんの

ご努力により、新しい管理者の下、事業運営が存続・継続されたことは大変喜ばしいこと
あります。新しい指定管理者は、スキー場の魅力を十二分に引き出し、さらに、フルシーズ
ン利用へも意欲的に取り組む姿勢がうかがえます。村は、スキー場事業運営のノウハウの蓄
積と、協定書に基づいた指定管理者とのコミュニケーション強化を図り、今後のスキー場事
業のさらなる事業繁栄を期待いたします。

次ページ、16ページからは公営企業会計です。

6の簡易水道の事業会計、下段をご覧くださいますが、公営企業会計の下、作成されたア
セットマネジメント計画に基づき、簡易水道設備の建設改良に取り組んでいる中で、令和2
年度に最大の更新設備である大尾沢の浄水場建設工事の設計に着手をされました。大尾沢
浄水場は村民の生命の源水でもあり、大変重要な施設であります。設備の更新と耐震化の早期
実現に期待をいたします。

また、簡易水道の事業運営に当たっては、損益情報等、経営分析を十分に行い、適正な水
道料金設定に配慮した事業実施に取り組み、住民の安心・安全の生活環境確保に努めてくだ
さい。そして、将来、水道事業の広域化も視野に入れた取組にも期待をいたします。

17ページです。

下水道の事業会計ということで、下段をご覧くださいますが、ピュアラインあさひ長寿命
化事業、耐震化事業として、簡易覆盖設備更新と汚泥棟の汚泥ポンプ室の耐震化に取り組む
とともに、マンホールポンプ非常通報装置の更新もほぼ全箇所を終了し、長寿命化が計画ど
おり進められていると評価いたします。

今後も簡易水道事業同様、損益情報等、経営分析を十分に行い、適正な下水道料金設定に
配慮した事業実施に取り組み、住民の安心・安全な生活環境確保に努めてください。そして、
同様に長期的な課題として、下水道事業の広域化も視野に入れた取組を期待いたします。

続けて、18ページをご覧くださいます。

18ページから20ページにかけては、令和2年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び公
営企業会計に係る資金不足比率に関する審査報告です。

前文をご覧くださいますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定
により、令和2年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、
令和2年度決算に基づく朝日村公営企業会計に係る資金不足比率について審査しましたので、
その結果を8月6日に意見を付して、小林村長に報告をさせていただきました。

記の1、審査対象です。

令和2年度決算に基づく朝日村健全化判断比率、公営企業会計に係る資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類です。

2、審査期間ですが、令和3年7月27日から8月5日までの期間を行いました。

3、審査結果です。

審査に付された健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率4.9%、将来負担比率なし、資金不足比率なしであり、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は計数的に正確であることを認めました。

4、審査意見です。

1点として、(1)ですが、法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないこと。

2点として、(2)ですが、法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の算定に用いられていること。

3点として、(3)ですが、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されていること。

4点として、(4)客観的事実の妥当性を判断した上で、財政指標の算定を行う場合において適正な判断が行われていること。

以上4点のそれぞれを認めました。

それから、19ページ、20ページの資料1、2の状況表につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

以上、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢監査委員は自席へお戻り願います。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第25、ただいま提出されました承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに認定第1号から認定第7号まで並びに報告第6号の議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時 15分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 4時 42分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

報告第6号につきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理いたします。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時 42分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会9月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和3年9月15日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	上條俊策君	2番	高橋良二君
3番	清沢正毅君	5番	高橋廣美君
6番	林邦宏君	7番	中村文映君
8番	齊藤勝則君	9番	上條昭三君
10番	塩原智恵美君	11番	北村直樹君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條浩充君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

事務局職員出席者

議会事務局長	上條裕子君	書記	石田和香君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 清 沢 正 毅 議員

5番 高 橋 廣 美 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて35分と決められております。簡潔にお願いします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきください。

ここで、議長であります私が一般質問を行うため、議長の職務を副議長に交代いたします。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時02分

○副議長（高橋廣美君） それでは、本会議を再開いたします。

北村議長が一般質問を行う間、私が議長の職務を務めさせていただきます。

◇ 北 村 直 樹 君

○副議長（高橋廣美君） 最初に、11番、北村直樹議員。

北村議員。

〔11番 北村直樹君登壇〕

○11番（北村直樹君） 11番、北村直樹でございます。

本日は私、2つの質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、1つ目、公金（基金）の効率的な運用の要検討を。

先月8月11日に全員協議会が開催されました。その会議の中で、公金（基金）の効率的な運用について、当局より説明を受けました。

基金は目的に応じて確実かつ効率的に運用しなくてはならない、これは地方財政法241条第2項に記載されており、また、預金、国債証券、地方債証券、政府保護債券、その他の証

券の買入れの確実な方法によって運用しなければならないと定められております。

会計管理者より、全国における自治体や長野県内の自治体の有価証券保有率分析を示していただくと同時に、公金管理に関わる環境変化についてのお話があり、また、現在当村では有価証券を保持していないため、基金管理に関する収入は銀行からの預金利息のみで、今後は基金の一部を活用して配当利益を得て、ひいては、その恩恵を財政に反映するという提案でございました。

しかし、私はこの提案に対して、どうしても心配の念が絶えない部分がありますので、お伝えをいたします。

1、債券（国債・地方債）の年限規制。

債券を保有した場合、年限規制があります。例えば、20年と定められている債券を購入した場合、20年間保有が原則となるわけですが、10年から20年後の当村は、少なからず人口は今より減少していると思います。そうなった場合、交付金の金額は、今よりもっと減少していくと予測がされます。

また、現在、役場職員を積極的に採用している中、その方の将来にわたる人件費等の債務負担を考えた場合、年限規制がある債券を持つことのリスクは非常に大きいと感じております。

また、先月の8月に起きた大雨災害のように、将来的にも大規模自然災害が起こり得ると予測される中、修繕費の原資である基金の一部が使えないということも懸念材料として感じております。

2つ目、債券・有価証券を取り巻く経済動向について。

私が議長に就任し、各団体の会議に出席する中で、松本広域連合の会議に出席をいたしました。松本広域連合が管理を行う松本地域ふるさと基金事業は、各市より、また村より出資を集い、その資金を運用して配当利益を得ながら活動しております。

令和元年度の決算配当は、10億円の運用に対し764万8,000円でしたが、令和3年度の決算見込みでは477万円、さらに、4年後の令和7年の配当見込みは125万円とのことです。松本地域ふるさと基金の主な運用先は公共債とのことです。

以上の背景から、今後運用益が見込めないため、松本地域ふるさと基金の在り方検討会を考えており、必要に応じて検討を行っていくとのことです。ほかにも基金の運用を行うに当たって、誰が担当するのか、いろいろと懸念が絶えません。

基金を活用して運用益を確保し、それを財源に充てるという考え方は、一昔前の時代であ

れば私は否定はいたしません。しかし、現在のコロナ禍経済を背景に、今後、人口減少が見込まれる当村で交付金の減少が予測され、さらに、災害発生時に必要となる貴重な財源の一部が将来数十年にわたって縛りがかかる債券に変わることによる不安を感じます。

以上の背景の下、次の質問をいたします。

基金を使つての債券運用は、現段階では慎重に検討いただきたいと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

○副議長（高橋廣美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 北村直樹議員ご質問の公金（基金）の効率的な運用の要検討についてお答えさせていただきます。

初めに、債券の年限規制について回答させていただきます。

債券の年限規制に対し、2つの対策を用意してございます。債券の年限規制の1つ目の対策といたしまして、財政調整基金の国債・地方債の公共債による有価証券運用に取り組むということです。

当村では、公金の運用に、財政調整基金の一部に公共債の有価証券運用を導入することといたしました。財政調整基金は、年度間の財源調整や大規模災害など不測の事態が発生した際の活用が見込まれる基金であります。今までは、想定外の資金の必要時にも対応できるよう、換金性の高い普通預金や比較的短期の定期預金などで運用してまいりました。

財政調整基金は、総務省が平成29年度に行った全国調査で、標準財政規模に対する財政調整基金割合の考え方について、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち82%の市町村が、標準財政規模の20%以下と回答しております。これに対しまして、本村の令和3年度末の財政調整基金残高は15億8,947万円、これは標準財政規模に対して73.2%と、非常に大きな割合となっております。債券の保有に当たりましては、先行きの収支見通しに支障を来すことなく、十分な支払準備金を確保できるものであります。

債券の年限規制の2つ目の対策として、基金の一括管理方式の導入であります。

有価証券運用の国債・地方債は、10年、20年といった長期運用を原則としたものであり、議員ご指摘の予期せぬ取崩しのリスクがございます。10年または20年等の国債などは、途中解約は可能ですが、その場合、元本割れのリスクを伴います。しかし、基金の一括管理方式では、全ての基金の運用資金を一つにして、複数の基金全体で運用商品を共有することで、

基金全体の中から資金調達するため、長期運用中の債券の途中解約を避けることができます。

導入予定の基金の一括管理方式は、長野県下の半数の自治体で導入済みとなっております。この方式により、予期せぬ取崩しのリスクに対応できるだけでなく、基金の長期運用、運用事務の簡素化、債券の途中売却による損失、債券入替えによる金利変動リスク等にも対応できるものです。

次に、債券及び有価証券を取り巻く経済動向への懸念について回答させていただきます。

松本広域連合の松本地域ふるさと基金は、その基金の運用益が、議員ご指摘のとおり、年々減少している状況であります。松本地域ふるさと基金は、10億円を原資として、公共債等による運用益をその事業資金としているものでございます。

この運用益減少の主な原因は、債券利率の低下であります。松本地域ふるさと基金が設置されたのは30年前、30年前当時、公共債の代表である10年国債の利率は約7.0%でありました。しかし、長引く低金利、ペイオフ問題、日銀マイナス金利政策等により、国債等の利率は年々低下し、結果として、現在の10年国債の利率は約0.04%、この30年間で利率は175分の1に低下いたしました。したがって、運用益も減少してきております。

この間の経済の変動は、地方自治体の公金運用方式にも影響を与えてきました。特に16年前のペイオフ全面解禁からは、地方自治体の国債等による有価証券運用が急増し、現在では、安全性の極めて高い国債を主とした公共債による債券運用は、長野県下の約半数の自治体で導入されております。また、公金の運用を管理する会計管理者には、地方公共団体の財源の収支、また、公金の安全で効率のよい管理や運用をすることが求められております。

朝日村は公共債による債券運用を進めます。公共債の国債には政府保証が付され、また、地方債の元利金には地方税、地方交付税制度による、実質的には政府からの財源保障があるため、地方債そのものには日本国債と同等の信用力があるとされております。一方、国内の金融機関を取り巻く経営環境には厳しいものがあり、業績の低迷ぶりが顕著となってきております。

預金の利率も、ほぼゼロ金利に近い水準となっていることを踏まえ、公金管理における安全性と効率性の両方を高めていくには、確実に有利な利息収入が見込め、さらに、利息収入に加えて、中途換金して売却益を得られる可能性もある国債や地方債での有価証券運用を取り入れていくことは有効であると考えます。

なお、今後も経済動向や金融市場の変化に特段の注意を払いつつ、日々の支払いに備えるための支払準備金は十分に確保した上で、運用可能な資金については安全かつ効率的な運用

に取り組んでまいります。

以上であります。

○副議長（高橋廣美君） 北村議員、再質問ありますか。

北村議員。

〔11番 北村直樹君登壇〕

○11番（北村直樹君） ただいま会計管理者より、有価証券、その辺の概要、全容を確認したわけですが、私のちょっと考えを申し上げます。

基金を運用して財政資金を補うという考えは、非常によいと私は考えております。その考え方自体は非常に高く評価いたします。しかし、なぜ今、この時期の運用を行う理由があるのでしょうか。

過去においては、そのタイミングはたくさんあったかと思えます。例えば、2013年9月に東京オリンピックの開催が決まった年であったりとか、なぜこの時期に運用を行うのか、再度、もう一度明確な理由をお聞かせください。

また、先ほど、財政調整基金を使ってということですが、ほかにもうちは基金がございます。例えば文教施設、それから保健福祉施設とか、そういったところはどのようにお考えなのか、その辺をお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○副議長（高橋廣美君） 塩原会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 北村議員のご質問に答えさせていただきます。

初めに、なぜこの時期にということでもありますけれども、朝日村は昨年、行政改革大綱によりまして、行政の運営を管理から経営ということで、経営的感覚を持って実施していくということになってございます。

そういうことで、昨年度から、基金運用について検討を始めているところでありましたが、昨年度のコロナ禍の中で、研修の機会等が得られない等ございまして、まだ知識が乏しいものですから、実施には至りませんでした。その中で、情報を収集する中、今年度、基金運用等の情報収集等が得られましたので、庁内の会議において決定をしてきたところであります。

あと、基金その他にもあるがということですが、ご指摘のとおり、朝日村の基金は12の基金となっております、約24億円となっております。

なお、この基金、今回の財政調整基金等以外のものにつきましては、目的基金ということで、目的を持った積立てとなっております。そんなことから、今回、財政調整基金を対応す

るというものになってございます。

なお、先ほど回答させていただきました一括管理方式というものは、基金が目的基金に幾つか分かれているわけですが、基金総額が24億円ということでもありますので、管理の運用のみを24億円全体で運用いたしまして、その中から、資金調達が発生した場合には、24億円全体の中から調達をするということになってございます。

以上であります。

○副議長（高橋廣美君） 北村議員、再質問ありますか。

北村議員。

〔11番 北村直樹君登壇〕

○11番（北村直樹君） では、次に、上條企画財政課長にお尋ねいたします。

本定例会は令和2年度の決算議会であります。したがって、基金の最新データであったり、今後の投資計画を行う中で、将来を見通す非常にいいタイミングであると思っております。今回の会計課提案を受け入れた場合、一部の基金は、先ほどおっしゃったように、もしかしたら数十年の年限規制がかかるかもしれません。

それを踏まえて、企画財政課としては、今後村で必要とされている投資計画や通常予算配分、はたまた予期せぬ自然災害や、日本で最も懸念している南海トラフ地震等が発生した場合でも、当村としては十二分に持ちこたえられるだけの基金シミュレーションは出来上がっておりますでしょうか。また、今回における年限規制基金を運用しても、全く問題はないとのお考えでありますでしょうか、お答えください。

○副議長（高橋廣美君） 当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、北村議員のご質問でございますけれども、この9月、令和2年度の決算議会ということで、先ほど来から会計管理者のほうからも申し上げておりますとおり、基金の残高は現在、約24億3,000万円という状況になっております。この状況を県下に置き換えますと、今年のちょっと数字はまだございませんけれども、昨年度末の基金の残高につきましては、県下で、標準財政規模で割った基金の所有割合につきましては、朝日村につきましては101%ということで、全県の中ではちょうど真ん中、31番目ということで、平均的な水準に今、朝日村の基金はなっている状況でございます。

これから、この財政調整基金が果たして十分にあるのかどうかということでございますけ

れども、なかなか財政調整基金とか基金につきましては、幾ら持っていればいいという基準がなかなかないということで、先ほども言いました近隣の県下の町村の平均等を勘案する中で、村としても基金の水準を保っているような状況でございます。

長期的に見た中で、基金がどういうふうに変動するかということでございますけれども、その部分につきましては、毎年行っております財政計画、10年間の見込みでございますけれども、そこでやはり、財政調整基金につきましては、年度間の財源調整をするということもございますので、そういった観点で10年間の計画を立てております。その計画の中では、今後、財政調整基金につきましては、財源の調整のために約5億円の取崩しをしていく予定になっております。そういったことで、長期的に基金の取崩しについては、10年間の財政計画の中で、どう推移していくかということを確認しながら行っている状況でございます。

過去には、自立計画を立てたときは、朝日村も大変基金が乏しくて、全体の基金が8億5,000万円、財政調整基金も1億5,000万円しかないという状況がございましたけれども、現在は、先ほども言いました24億円くらいの基金があるということで、長期的な運用につきましては、10年間の財政計画を策定して取り組んでいるというところでございます。

ただ、やはり災害の関係で、どのくらい基金が必要かということは、何とも申し上げられない状況でございますので、災害があっても、そういったときには国からの支援等もあると思いますけれども、その辺はちょっと計画的には勘案していない状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（高橋廣美君） 北村議員、再質問ありますか。

北村議員。

〔11番 北村直樹君登壇〕

○11番（北村直樹君） ただいま両課長より、それぞれの考え方、そして、しっかりと検討されているところをお話を聞きました。しかしながら、やはりこの短時間で、全てをやはり私は理解をして、そして、さらにそれを、よしといたしますか、懸念材料が払拭したわけではございません。

よって、私の考えを申し上げます。

私は、長期期間にわたる年限規制に係る基金運用については、現時点では反対をいたします。なぜなら、現在を取り巻く社会情勢や気候変動状況が、あまりにも予期せぬことが起こり過ぎております。

投資家の考えの中で、不安定なときほど投資を行えば、将来のリターンは大きいという方

もいるかもしれませんが。しかし、今回の基金運用となる原資は、一個人のお金ではありません。歴代の村長や議員、退職した役場職員、そして、今の朝日村を支える小林村長、小池副村長、百瀬教育長をはじめとした全役場職員や、そして、我々議会が知恵を絞って築き上げてきた結晶でございます。普通のお金とは重みが違います。

その基金を運用して、将来少しでも不都合が生じた場合、私は、村民をはじめとした多くの方や歴代の村長、議員に対し、申し開きの言葉もございません。しかしながら、この提案については、何も議会を通過しなくとも、内部で行える案件であると思います。最終的には内部決定で事を運ぶことができるかと思えます。

どうか、さきに述べたことだけは忘れないでいただきたいと思えます。また、どうしてもこのタイミングで基金運用を行うということであれば、言葉は大変厳しいかもしれませんが、万が一不都合が生じた場合は、その責任を取るくらいの覚悟で取り組んでいただきたいと思えます。このことを申し添えて、私の1問目の質問を終了といたします。

○副議長（高橋廣美君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔11番 北村直樹君登壇〕

○11番（北村直樹君） それでは、2問目の質問に入らせていただきたいと思えます。

小学校の通学路の危険箇所の改善についてということでお願いいたします。

本年6月28日に、千葉県八街市で小学生の下校の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷した事故が発生いたしました。このことは全国ニュースに大きく取り扱われ、記憶に新しいことだと思えます。この事故は、運転手による飲酒運転が主な原因ではありますが、この事故を受け、本年7月9日に文部科学省と国土交通省、警察庁が、全国1万9,000余りの公立小学校の通学路を対象に点検を行うことを決めました。

全国の教育委員会などへの通知では、今回の事故を鑑みて、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車のスピードが上がりやすい場所や、過去に事故に至らなくても危うい事例があった場所、保護者や地域住民から改善要望があった場所など、危険な箇所を抽出して取りまとめるよう求めています。

また、この通知では、本年9月中をめどに点検の実施と危険な箇所の把握を進め、10月中をめどに、市町村の自治体、教育委員会や学校、PTAの協力や警察の助言を得て、対策案を作成するよう求めている内容となっております。

当村でも、通学路の安全面について、この事件をきっかけに、再度見直しを図っていく必要があるかと思われませんが、次の質問をいたします。

現在、村で把握している通学路の危険と思われる箇所は何か所ほどあるのでしょうか。また、どのような状況なのでしょうか。具体的にお答えください。

2つ目、危険箇所について、現状、当局としての改善策があればお聞かせください。

以上です。

○副議長（高橋廣美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、北村議員のご質問、通学路の危険箇所についてお答えをさせていただきます。

初めに、通学路の危険箇所数、状態についてでございます。

現在重要視している危険箇所として、ホームページ等でも公表している箇所は8か所となっております。これは、令和2年度朝日村通学路安全推進協議会による点検結果を反映したものでございます。

今年度も協議会では、平成29年2月に策定した朝日村通学路交通安全プログラムと、本年7月9日付で文部科学省からの通学路における合同点検の実施依頼に基づき、8月18日に合同点検を、協議会構成メンバーの塩尻警察署、交通安全協会朝日支部、道路管理者であります長野県と当村の建設環境課及び学校関係者等16名により実施をいたしました。本日のマスコミでも報道ありましたけれども、文部科学省からの依頼通知については、北村議員のご質問にありました千葉県八街市の事故を受けてのものでございます。

本年度の点検結果の箇所数ですが、9か所となっております。うち重点箇所を申し上げますと、朝日橋北交差点から役場までの県道新田バイパス、それから、役場からグラウンド上までの村道57号線で、この道路はこれまでに、通学路を想定しての改築が行われてきております。昨年からは、この道路も合同点検を行っており、課題として、夏場、JAの集出荷による大型車両等がバイパスと村道交差点との歩道を横断する通行や、安心の家の設置ができない等が確認されております。

今年度の点検の際には、横断歩道の設置要望を行うなど、対策案などが出されております。小学校、PTAでは通学路として使用したい考えがありますので、各関係機関では具体的な実施に向け、検討を行う予定となっております。

そのほかでは、本郷地区の土合から下洗馬地区間の県道土合松本線です。中組バイパスが開通したこともあり、大型車両の交通の増加が見られ、歩道やグリーンベルトが設置されていないこの区間では、通学児童等への車両が突っ込むおそれがあるなどの指摘が出されておりました。今後、歩道等の整備に向けて進めていくことが確認されているところでございます。

そのほかの箇所につきましては、今後、啓発看板等の設置によるドライバーへの注意喚起、道路管理者によるパトロール、学校での交通ルール指導等を行う計画とし、10月に行う第2回の協議会において、対応策の確認を行うこととしております。

また、8月中旬に行われました小林村長と松本建設事務所長との意見交換会では、通学路の安全対策についても話がされ、県道に関わる歩道設置の必要性など要望がされたところでございます。これにより、関係機関では、今年度の対応や来年度に向けた事業計画を立てていくことになるものでございます。

朝日村通学路安全推進協議会では、引き続き危険箇所の確認、合同点検を継続し、改善を図ることにより、子供たちの通学路の安全を確保したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高橋廣美君） 北村議員、再質問ありますか。

北村議員。

〔11番 北村直樹君登壇〕

○11番（北村直樹君） 次長、ありがとうございました。

この件に関しましては、この事件があった後、保護者のほうから連絡がありまして、そのことを即、教育次長にもお伝えをして、連携を図って、こういう形でやったほうがいいんじゃないかというところのリストはできているのではないかなというふうに個人的には思っております。

そのときに、今回9か所も危険箇所があるという中で、以前、私のほうで保護者から、もしよければグリーンベルト等引いて、ドライバーに告知をしたらいいんじゃないかとかというご提案をさせていただいたと思うんですね。その後、ちょっとやっぱり予算的なものも絡んでまいりますので、これは一つの例なんですけれども、例えばカラーコーンがありますよね。カラーコーンを少しちょっと上を削って、例えば上に分かりやすいような形で、通学路みたいな形で何個か作っていただいて、ちょっとご足労かけてしまうんですけれども、学校の用務員さんとかに、ちょっと危険箇所にそれを置いていただくとか、そういったことはど

うなんだというご提案をいただきました。ぜひそういったことを、ちょっと前向きに検討していただきたいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○副議長（高橋廣美君） 再質問に対する当局の答弁をお願いします。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 北村議員のご提案ありがとうございます。

今後、通学路の安全推進協議会、また安協、それから学校等とも相談させていただきまして、効率的な安全対策を取れる形をまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○副議長（高橋廣美君） 北村議員の持ち時間、35分が終了しました。

北村議員、一般質問を終了してください。

これで北村議員の一般質問は終わりました。

これにて私の職務は終了しましたので、北村議長と交代いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○議長（北村直樹君） それでは、本会議を再開いたします。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は今回、2問の質問をさせていただきます。

1つ目としまして、旧おひさま保育園跡の村営住宅建設についてでございます。

旧おひさま保育園跡に建設予定の村営住宅に関しまして、村当局は種々算段をしてこられ、検討してきていただいたと思いますが、建設予定地の周辺の方から、このコロナ禍の折から役場の説明会もできないということで、聞いていないし、それに代わって書面で説明資料が送られてきて、その後アンケート用紙が届き、9月3日までに回答いただきたいと言ってきましたが、コロナ禍とはいえ、近隣の当事者としては、建設することに反対しているわけはありませんが、例えば日影問題とか、そういったこと考えても、具体的にどの程度の影響があるのか、影響はないのか等、種々説明をしてもらいたいということでもあります。また逆に、その折、質問したい事項も出てくると思うので、ぜひとも説明会を、該当者は何軒ぐらいあるか分かりませんが、ぜひ実行していただきたいという要望をいただきました。

これに関して、どう対応いただけるかお聞きいたします。お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、上條議員の旧おひさま保育園跡の村営住宅建設についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

旧おひさま保育園につきましては、平成27年4月の閉園から6年が経過し、跡利用につきましては、これまで地元西洗馬区、小野沢区、また向陽台地区等のご意見を伺ってまいりましたが、具体的な活用方法が見いだせない状況でございます。

こうした中、村では令和元年度に第6次総合計画を策定しまして、その計画に基づき、人口の維持、少子化の抑制を図るため、子育て世代や若者等の移住・定住を促進する住環境整備として、旧おひさま保育園の跡地へ若者定住促進賃貸住宅の建設を進めることとしているものでございます。

事業を進めるに当たりましては、隣接地の所有者やお住まいの皆様のご理解が必要であるため、先般8月25日に地元説明会を開催する予定で、関係の皆様にご通知をさせていただいたところでございますが、8月20日に全県のコロナ感染レベルが5に引き上げられると同時に、新型コロナウイルス特別警報が発出されまして、県の強化要請として、4人を超える会合は控えることとされました。このため、急遽、地元説明会はコロナの感染レベルが引き下げられるまで延期をさせていただくこととしまして、概要を記載した説明資料により、現時点でのご意見を伺うこととしたところでございます。

概要を記載した説明資料につきましては、ご意見をいただくためのたたき台として示させていただいたもので、建設する建物についても、具体的なものはまだ何も決まっておりません。今後、地元の皆さんのご意見をお聞きし、進めてまいりたいと考えております。

なお、地元説明会につきましては、12日にコロナ感染レベルが引き下げられたことから、改めて来週21日の火曜日に開催をさせていただくこととし、既に皆様から提出していただきましたご意見、ご要望につきましても、その場で回答してまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 今、明快なご回答をいただきました。早速9月21日に、コロナの収束が下がったということで、実行していただけるということで安心しました。

過去、昔の保育園を建てる時には、周辺との話合いの中で、平家建てといったことを了解の上で、今までの保育園ができたというようなこともお聞きしております。建設のことに関しては、これからのことと思えますけれども、ぜひとも日影問題にしても、法的には問題ないとか、そういったことではなくて、村の住民の住んでいる場所でありますので、そういった堅苦しいというんじゃなくて、上から目線で、法的に問題ないので何を建ててもいいということじゃなくて、しっかりした話合いなり、納得できる理解をいただいて、いいものを造っていただきたいということを要望いたしまして、1問目は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北村直樹君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 2番目としまして、大雨による朝日村の被害状況についてということで、先般の全員協議会の折にも説明いただいたり、新聞等でも報道もされておりますが、その後、被害箇所が見つかったのかどうか。また、住民の方々はどんな状況だったのかなということを知りたいということもありますので、再度、申し訳ありませんけれども、そういった被害状況、それから、まだまだ起きてからの検討時間もないので、復旧予定とか、そういったものも今検討中かと思いますが、分かる範囲で結構でございますので、その説明をして

いただきたいと、こう思います。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの上條俊策議員のご質問の大雨による朝日村被害状況につきましてお答えさせていただきます。

先般の議会全員協議会以降、被害把握につきましては、野俣沢にあります御馬越地区内用水路への取水口付近が、土砂堆積により取水できない状況が確認されました。今後は、河川内堆積土砂の除去と合わせ、復旧をしていく予定であります。

また、昨日判明したわけなのですが、御道開渡橋下流側に小規模な護岸の崩落が見つかりましたので、こちらも管理者の松本建設事務所に報告しているところであります。

今後の対応につきましては、専決補正予算で対応していただいた予算で、古見原を中心とした側溝、集水ますの泥上げを順次、今行っている最中でありまして、10月末を目安に完了する予定であります。

もう一つ、古見原配水池につきましては、浸水機器の緊急点検を明日16日と22日に実施させていただきます。また、地下ピット浸水防水修繕工事につきましては、10月中に修繕を行う予定でありますので、お願いします。

また、それに伴う災害復旧工事ですが、浸水した計器の交換は、国の査定の工事費が確定し次第、12月から1月の間で実施を予定しているところでございますので、お願いしたいと思っております。

建設環境課からは以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私からは、産業振興課関係のご説明を申し上げます。被害状況につきましては、全協でお話をさせていただきましたが、少し重複いたしますが、よろしく申し上げます。

産業振興課の管轄する施設の中では、観光施設で1か所、林道施設で5か所がございました。まず、キャンプ場では、野俣沢の増水によりまして、一番奥にございます上部サイトの護岸が削られ、流木や倒木が横たわり、運営ができない状況となりました。また、林道では、林道鉢盛山線が特に大きな被害を受けまして、沢の増水で林道上に巨石の山が約200メートル

ルにわたり堆積し、河川と林道を隔てる盛土を流出するなど被害が発生してございます。その他の林道でも、のり面の崩落や路面の洗堀など、大きくはありませんが、整備する必要がありますがございました。

そこで、今後の対応でございますが、まずキャンプ場につきましては、既に9月上旬より護岸の修復、敷地の整地を進めておりまして、昨日も確認いたしました。倒木等の撤去、護岸の修復、整地を進めてございますので、9月中旬には終了する見込みでございます。

また、林道につきましては、鉢盛山線以外はキノコシーズンとなりますので、8月25日頃には内山沢、上の山線、曾倉沢線の災害の復旧は終了してございますので、キノコ等は取れるようになってございます。その他、中俣沢、檜俣沢等につきましては、今、通行止めとさせていただきます、10月上旬をめどに復旧する見込みでございます。林道鉢盛山線につきましては、非常に大きいため、こちらは11月下旬をめどに復旧を進める予定でございます。

なお、今回、鎖川が大変、数日にわたり濁りました。この要因につきましては、林道鉢盛山線の岳沢付近で非常に大きな土砂崩落が発生したことを確認してございます。こちらは県等とも確認いたしまして、今後の復旧につきましては県と相談し、対応を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 今お答えいただきましたが、思ったよりスムーズに早く手をつけていただいて、復旧をやっただけだと、年内には何とかみんなできちゃうということで、非常にありがたく思います。

大きな土砂、鉢盛山線ですね、これは県とか、いろいろ絡みがあると思いますが、そういったものも見込み、今検討中ということではありますが、一日も早くそちらも直していただきまして、生活に支障ないように、今後もまた雨が降ったときにも大丈夫なように、ご努力をお願いしたいと思います。今お聞きしまして安心しました。そんなことで、ぜひとも大変ですが、頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私も2問、質問をさせていただきます。

1問目でございますが、誰もが暮らしたくなるむらづくりに、朝日村営墓地霊園は必要ではという項目でございます。

この件につきましては、2019年12月議会定例会の一般質問の折に議員から質問されて、それから1年半が経過しております。2019年12月議会定例会の一般質問時の村長の回答は、非常にハードルが高い、地元寺院とも協議して今後煮詰めてまいりますとの回答でございました。

その後、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、その対策を最優先せざるを得なかったことはよく理解をしておりますが、ワクチン接種によって少し先が見えてきましたので、再度、村としての実現性への考えを確認させていただく次第でございます。

村民の方からの意見でございますが、長年朝日村に移住・定住している方で、まだ身内に仏様を持たない家の方も高齢化が進み、将来自分の入るお墓を考えなければならないといった意見がございます。また、自宅にお墓を持っている村民の方でも核家族化が進んでおり、ご自身もそれなりの年齢に達してきている中で、身内も独立して遠方に生活の拠点を構えているため、将来自分のお墓も個人での管理が困難になることが予測されているため、村営の墓地霊園などがあってくれば、自分が生きている間に墓じまい、いわゆる改葬をして、村営墓地霊園に移したいとの声も幾つか聞いております。

最近、向陽台住宅団地への新規移住者も増加をし、今後さらなる移住・定住促進事業に取り組むには、村営墓地霊園設置も、誰もが暮らしたくなるむらづくりの一つの条件になるのではないかと私は考えます。

第6次総合計画の基本戦略1の「魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります」の重点目標には取り上げられておりませんので、村として村営墓地霊園設置をどのように考えておられるのか、以下の質問を踏まえて、村の考えを伺います。

1つ目ですが、今年7月の信濃毎日新聞に、「変わる供養の形、現代のお墓事情」という特集記事が掲載をされておりました。その中には、墓の管理で子供に負担をかけたくない、先祖代々の墓（家墓）とは異なる形を選ぶ人が県内で増えております。県外に出た人が地元に戻ってこないことから、個人が墓を持ち管理する時代ではないという内容でございます。それと、千曲市のお寺では合葬墓で永代供養、豊丘村のお寺では樹木葬、また、善光寺の納骨堂も根強い人気と事例も掲載をされておりました。家墓、納骨堂、樹木葬、散骨、手元供養など、近年様々な墓や供養の方法があり、それぞれのライフスタイルに合わせた供養の在り方を考える必要があるとの内容でございます。

ハードルが高過ぎると言われますが、一概に石塔を建てて納骨する墓地霊園ではなく、こうした多様性を生かした墓地霊園機能を検討してみたらいかがでしょうか。それによって、墓地公園の敷地も、そんなに広く確保しなくても済むのではないかと考えます。

ぜひ、他の自治体に先駆け、フューチャーデザインの考え方に基づいた多様性ある村営墓地霊園の実現を期待したいんですが、いかがか。

2つ目ですが、村営墓地霊園が実現されるとなれば、村の直営管理ではなく、民間葬儀社等に指定管理委託し、葬儀から墓、供養方法の選択及び墓地霊園利用まで含めた一連の弔事一括事業として指定管理が望ましいと考えますが、いかがか。

3つ目が、村営墓地霊園設置に向けて、住民の意向も取り入れるため、多様性ある墓地霊園実現に向けた検討委員会を立ち上げて議論したらどうかと考えますが、いかがか。

以上伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清沢正毅議員ご質問の誰もが暮らしたくなるむらづくりに朝日村営墓地霊園は必要ではの質問につきまして、私から、平成30年からの取組の経過についてお答えさせていただきます。

公共墓地計画につきましては、平成30年7月から10月に調査業務を実施しております。業務内で全世帯アンケートを行いました。回収率は50%でした。調査結果により、墓地多様化も含め、墓地に対するニーズは相当数あるという結果でありました。

担当課では、アンケート結果を受け、令和元年から県内外の霊園を視察しております。庁内での公共墓地検討協議では、村内の寺院への聞き取りや建設・管理上の経費、また、条例

による設置基準を満たした場所の選定について、継続的に協議が必要であると判断しております。

経過は以上であります。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいま課長より経過説明をいたしましたけれども、先ほども述べたとおり、アンケートでは非常にニーズがあるということも当然承知しておりますし、私も同様に、家に遺骨があるけれども、まだ納骨ができていないで困っているというような話も直接伺っております。

それで、以前の一般質問でありましたが、しばらく時間をいただいてきました。この間、村内にある2つの寺院のほうとも、いろいろ打合せなり相談をさせてもらう中で来ておりますが、今のところ具体的な進展に至らずということが、今日の時点であります。

ただ、改めて問われればということで、必要性を感じておりますので、今後、検討委員会を含めて、どうやっていったらいいか検討してまいります。

その内容としては、もう一度、先ほど議員のほうからも、多様性のある墓地というような表現がされましたが、多様性を考えれば、非常にハードルがどんどん高くなってきます。今一番考えられるのは、これはもう各個人、各家庭での先祖様に対する考え方だと思うんですが、寺院に共同墓地が今、古川寺さんでは合祀墓というものが用意してありまして、これは宗教にかかわらず合祀できると、合祀墓でそこに納骨できると。これは、永代供養で30万円ほどかかるということのようであります。それと、光輪寺さんのほうでは、今のところそういったことは考えていなくて、共同墓地として墓地の販売を行っているということであります。

そういうことで、多分いろんな家庭で、そういう合祀は、合祀墓はいいんですけれども、非常に30万円というのは高額であるとか、そういったところが、ニーズのいろんな差になってくるだろうと思われれます。

それで、朝日村は、じゃどういうことがいいのかということで考えますと、今のような寺院さんをご利用いただくというのは、これはもう大前提であります。村営の共同墓地的には、樹木葬が一番やりやすいのではないかとこのように私は考えております。

樹木葬といいましても、例えば、私も数か所見てまいりましたけれども、非常に広々としたところで、眺めもよく、こういうところだったら自分の身内をそこに納骨できるなどか、

そういうことが考えられますが、朝日村にはそういう適した場所が、私、何度も見て回っているんですが、ありません。ここが一番の課題であります。

それで、やはり広々としたところに芝生があって、そこに合祀墓的な慰霊タイがあって、納骨できる場所があるのと、区画を30センチごとの升目で区切って、そこに1人ずつの納骨をするという、その2つが樹木葬ではあると思うんですが、いまだ朝日村には適当な場所が見つかりません。本当に10平方メートルのところ、周りに畑や田んぼがあつたりだとか、そういうところで、そこに樹木葬が本当に適当かと言われると、多分そこを望まれる人はいないと思います。

今、松本市でも塩尻市でも、そういった樹木葬的なところもありますが、そこは、やはり住所をそちらへ移さなくちゃいけないだとか、そういうような煩雑な手続もあるようですが、他の自治体からの受入れもできるということのようであります。

そういったことだとか、例えば村で管理するとなれば、永代管理していかなくちゃいけませんので、どのような組織体系が必要だとか、いろいろ今後、必要性を感じますので、検討してまいりたいと思います。

ある程度、こちらでめどがついたら、そういったものを参考に、検討委員会というところに発展していくのは構わないと思いますが、私も必要性は感じますが、今のところ非常に、いまだハードルは低くなっていないというのが現状であります。必要性を感じて検討してまいりますので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 課長から、それから村長から、村の考え方についてはご理解をいただくような内容を説明いただきました。

今、経緯は伺いましたんですが、今後の村としての考えについては、村長から伺ういただきました。確かに場所が、適正な場所があるかということが大きな課題なのかもしれませんが、先ほど話をさせてもらいました事例も見ると、いろんな当然、単なる墓石をやって、そこへ納骨するのとか、樹木葬だとか、合同葬、合同墓、こういったものが出来上がってきているとか、いろいろあるようです。

その多様性を考えれば、ますますハードルが高くなるということでもありますが、そうはいっても、やっぱり記事とかいろいろ見ていますと、近隣の3市5村、この中では、実際に

公営霊園がないのは麻績村と朝日村だけ、それ以外のところはほとんど整備されて、村民、市民のために利用されているということでございますので、今、村長からは、必要性ということについては理解していると。時間はかかるかもしれませんが、前向きに検討していくというお話をいただきましたので、ぜひ場所の選定等についても、あるいは取組の進め方についても、今、住民協働の活動がスタートしていますので、住民協働の中の一つとして、やっぱりテーマを設けながら、多分、村民の皆さんを入れて話を聞いていくと、適正な場所がもしかしたら見つかるかもしれない、あるいは提案されるかもしれない。そんなようなことも出てくるというふうにも思いますので、ぜひその実現に向けた動きというのを取り組んでいただきたい。

必要性があるということであれば、やっぱり、どのくらいの期間でどうだというのは、これから議論していかないと分かりませんが、実現に向けて、ぜひ努力をいただければというふうに考えています。先ほども話したように、もう個人で墓を持って管理していく時代ではないというのが、これからの時代だということは、みんな承知をしております。したがって、やっぱり、村で管理というのが難しいとしたら、そういう場所を村としてどこか提供しながら、あるいは住民からの提供を受けながら、朝日村全体の村民で利用できる、そういう墓地霊園、こういったものだけは、ぜひ必要性があると思いますし、その管理移管、私の考えとしては、葬儀から一般の葬儀社がそこへ入って、そこから全て、どういう供養の仕方をするのか、それから将来にわたって、樹木葬にするのか、散骨するのか、納骨するのか、そういった選択も含めて、永代供養の在り方まで全て一連を、そういった専門業者に委託をしながら運営できる、そんな方向でやればありがたいなというふうに思っていますので。

今、村長からは、これから実現に向けた行動はさせていただきます、検討はしますという回答いただきました。それに期待をして、私の1問目の質問は終了いたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

災害発生時に使用するマンホールトイレの導入はということでございます。

この件につきましては、8月30日の信濃毎日新聞に、国土交通省の調査で、災害時にマンホールの蓋を外して便器を取り付け、排せつ物を下水道に直接流すマンホールトイレを導入

している自治体の調査結果が報告をされております。2019年時点で全体の、これは全国の自治体の実態ですが、全体の36%にとどまっており、国土交通省の見解ですが、備えが不十分との見解が示されておりました。

国の防災基本計画は、工事現場にある仮設トイレに合わせて、マンホールトイレの整備を自治体に要請、1基当たり200万円前後でありますので、国土交通省が半額を補助し、導入促進を目指しているとのことでもあります。この設置に200万円が非常にハードル高いなというところで、半額補助の制度を導入しているようでございます。

県内では22市町村が計401基を導入している。諏訪市では、2017年から設置を始めて13基、松本市は5基整備済みとのことでもあります。朝日村においては、避難所を中央公民館や西洗馬公民館を主たる避難所に指定しており、避難所運営マニュアルには仮設トイレのみ設置と記載されております。整備費に見合う有効性が課題と考えられますが、マンホールトイレは排せつ物のくみ取りが不要で、臭いも少なく衛生的なため、避難者からも設置要望が多いようございます。県内22市町村導入の中に朝日村は含まれていないと思いますが、導入を見極めている理由は何なのか。少なくとも私は、1基あるいは2基ぐらいの導入は必要ではないかと考えますが、いかがかお伺いをします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清沢正毅議員ご質問の災害発生時に使用するマンホールトイレの導入につきましてお答えさせていただきます。

マンホールトイレの設置につきましては、地域防災計画に位置づけられた施設への設置、また、下水道管理者が策定する下水道総合地震対策計画に位置づけられたものが補助対象となりますが、県の担当のほうへ確認した結果、朝日村は国土交通省が示す対象区域外となっておりますので、もし村が取り組むとしたら、起債事業であります緊急防災・減災事業などでの取組となると考えております。

また、マンホールトイレには3つの方式があり、処理場管路が被災していない場合と被災している場合で採用方法が変わってきます。方式によっては、し尿を流す水源と送水手段の確保が必要となってきます。現在では、村のほうでは組立て式の簡易トイレが50セット用意され、各避難所をカバーする予定となっております。

また、旧役場跡地に建設予定の拠点避難施設には、マンホールトイレの導入も検討してお

りますので、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 説明いただきました。

今のご説明いただいた中で、マンホールトイレの設置が朝日村は区域外であるという説明いただきましたが、この辺の基準というのはどういうふうになっているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 国の基準なんではありますが、やはり大規模災害が想定される市街地というところが対象となっているようでありますので、そこは、もう一度見極めさせていただき、朝日村が一応、県のほうからは、朝日村は対象外だということでは言われておりますので、そこをもう一度確認して、また再度、マンホールトイレ、避難所には必要になってくる可能性もありますので、そこで取り組めるのか、また、先ほど申し上げました緊急防災・減災事業の起債のほうで取り組むのか、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。

ただ、今の区域外というのの対象の内容が、大規模災害が予想されるような地域ということで、朝日村が多少、そこには該当になっていないという説明ですけれども、本当に災害というのは起きてみないと分からないですね。

被災されたときの仕様のものと、被災以外、被災していないときの仕様と、またマンホールトイレの仕様が変わってくるということなんですけれども、そうはいつでも、やっぱり大規模災害が起きる起きないじゃなくて、予想としては、やっぱり災害が起きたときに、避難者の利用に一番最適なものは何かというところを考えていく必要があると思いますし、これは政府で国交省で言っているのは、大きな災害が確かに全国であって、そのときに実際のトイレ使用については、マンホールトイレが一番ベターだということで推奨してきているということで、大規模災害というのは分かりますけれども、当村においても、それは予測は不可

能だと思えますね。

だから、せっかくこういう便利なものがあって、補助金制度もあるのであれば、やっぱりそれを優先して使用することも考えてもらう必要があるんじゃないのかというふうに思います。

今、旧役場庁舎の跡の災害施設、こういったところには導入をしたいとか、そういうことも考えておられるということでございます。いずれにしても、こういう制度を使いながら、村民、いわゆる避難者から、やっぱり利用を優先される、こういったマンホールトイレの設置については、ぜひご検討いただきたい。

塩尻市なんかは、つい最近、エントランスとかそういったところに、どういうものかというのが分からない人たちが多いいもんですから、急に何か出てきたような言葉というところもあるように伺っていますので、そこに展示をして、市民に広く知ってもらう努力もされているということもありますので、またそんなようなことも村としても考えながら、やっぱり将来に向けて、大規模災害、いつ起こるか分かりませんので、ぜひ検討していただいて、導入の方向で対応をご検討いただきたいということをお願いを申し上げまして、私の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩します。

再開を10時35分といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（北村直樹君） ただいまより本会議を再開いたします。

◇ 高橋 廣美 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は今回、1問の質問をさせていただきます。

朝日村農業ビジョンについてであります。

全国的な農業問題として、農家の高齢化や後継者不足、遊休荒廃農地の増加があり、当村においても例外ではありません。そんな中、今、朝日村では、令和4年から令和11年度、8年間という期間の農業ビジョン策定に取りかかろうとしています。

このビジョンは、朝日村第6次総合計画に基づき、国の食料・農業・農村基本計画等の内容を踏まえ、当村の農業振興を推進するための指針を示すものとあります。

総合計画の中に、安全・安心及び環境に配慮した農業の推進と土壌の保全とあります。最近、農林水産省は、化学肥料や農薬を使わない有機農業への転換を促すため、担い手に補助金を出す新たな制度を設ける、また、2050年度までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取扱い面積の割合を25%に拡大することを目指すとっております。今や世界の潮流になりつつある有機農業に触発され、唐突に発表されたものかもしれませんが、以下の点を中心に見解をお聞かせください。

まず、1つ目、有機農業への転換を促し、国の政策に合わせ、農家に支援をする。

2つ目、今後の農業ビジョンの中で、従来の農業の拡大施策と中小・家族経営、半農半X型農業を分けた議論の必要性について。

以上、当局の見解をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員ご質問の農業ビジョンにつきましてお答えいたします。

まず、1つ目の有機農業への転換を促し、国の政策に合わせ支援するについてでございますが、村ではこれまで、有機農法への就農や取組に、積極的に支援はしてこなかったというのが実態だと思っております。

議員ご承知のとおり、本年5月に農林水産省から発表されましたみどりの食料システム戦略の中で、環境負荷軽減のイノベーションの推進の一つに、2050年度までに目指す姿として、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大するという目

指す姿が示されたところでございます。

有機農業とは、化学的に合成されました肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式を用いて行われる農業ということが定義されてございます。この有機農業の推進につきましては、平成18年に有機農業の推進に関する法律が公布されており、その第4条第1項におきまして、「国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とうたわれてございます。また、第2項では、「国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力得つつ有機農業を推進するものとする。」と責務について明記されてございます。また、県では、第3期長野県有機農業推進計画が現在進行中で策定されてございます。

このような状況を踏まえながら、村では全く意識がなかったというわけではございませんが、今後、村としましても、有機農業の推進というものは必要と捉えてございますので、農業ビジョンへの反映をしていきたいと思っています。ただし、どの程度反映できるかというものについては、今後国の、先ほど申しましたみどりの食料システム戦略の中で、今後どうしていいかということを経過的に追いついていながらつくられている計画でございまして、それに沿いながら、朝日村にできることを計画に盛っていきたいというふうに思っております。

次に、2つ目の農業ビジョンの中で従来の農業の拡大施策と中小・家族経営、半農半X型農業を分けた議論の必要性についてでございます。

将来の当村における農業には、全てが欠かせない農業であると私自身も捉えてございます。今回、農業ビジョン検討会の委員は、それらを意識しまして、葉菜農家、小物野菜農家、農業法人、農業施設団体など、多方面から委員を選出したつもりでございまして。しかし、今後検討会を進める中、より多方面から多くの意見を取り入れながら進めるということが重要と当初から捉えてございますので、議員ご提案の議論の方法も取り入れながら検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） かつてレタスの根腐れ病対策ということで、JA、また村が中心になって、農地ホスピタルという法人をつくり、現在に至っております。国の有機農法に転換す

るという、こういう方針は、有機農法というのは非常に難しそうであります。ですから、一筋縄ではいかないというか、短期にはできないのではないかとこのように思います。

そんなことで、農地ホスピタルを立ち上げたように、JA、村、そして、それらに関心のある有志の皆様を募って、仮称であります、例えば有機農業研究会というようなものを立ち上げて研究していくと。そして、朝日村独自のそういった取組を始めたかどうかというふうに思います。

村民憲章に、「すこやかなところ すこやかなからだ すこやかな土づくり」とあります。かつて農業は、こういった憲章に基づいてといますか、土づくりをし発展してきた。しかし今、やはり農地も疲れておると、転換する必要があると、そういうふうに思います。

そんなことで、新しい朝日村の土づくりが必要ではないかと、こんなふうに思うわけです。こんな考え方に基づいて、今私の意見、どんなふうにお考えかお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、議員のほうからご提案いただいた、研究会というようなこともご提案いただきましたけれども、そもそもという話になれば、非常に難しいんですが、有機農法というのは昨日今日始まったことではなくて、もう何十年も前から言われ続けてきております。そこで一番問題なのは、有機農法によって作った製品の品質が市場にどのように受け入れられるかという、お客と有機農家の結びつけ、こういったところが、今までは非常に流通的には弱かったというふうに思っています。

ただ、今は、流通が非常に発達してきましたから、または今、朝日村でも取り組んでいる野菜バス方式ですよね。そういった生産者と顧客とダイレクトに結びつくというところをもう少し太くしていけば、可能性というのは私はあると思いますので、今後、野菜バス方式だとか、今のある方式の中で、どのようなことができるかということの研究する必要があると思いますので、今後、担当課とも相談して、この辺をどうやって、本当に、国の施策に対して、我々従っていかなくちゃいけませんので、25%というのをどのように高められるかということとは今後、徐々に徐々に考えていきたいと思っております。

まずは、そういった品質、品質が当然荒れますから、虫が食っていたりだとか、大きさのばらつきがあったりだとか。だけれども、これは無農薬、いわゆる有機農法によって作った野菜ですよというのを知らしめていくようなルートづくりが必要かと思っておりますので、また研

究をしてまいりたいと思います。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 国といいますか、農水省ですね、今まで有機農業というのは、言ってみれば、ちょっと異端児的な扱いをされていたというようなのを、やはり当時から言われております。農薬企業とかJAも、これからは意識改革が必要になっていくと思います。

今後、今村長が言われたように、有機農産物に対する消費者の意識も高まっている、そういった皆さんにどのようにお届けするかというようなことも研究しながら、ぜひ朝日村は、この世界潮流を視野に農業ビジョンを考えていただきたいと、こんな要望を入れまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は1問、質問させていただきます。

今後の松枯れ対策は。

春先から村内のアカマツ林に、黄緑がかったり赤茶色の立木が目につき、時間の経過で赤茶色や枯れ木と化しております。この事象は、鎖川右岸段丘の原新田や、左岸ピュアラインあさひ裏の段丘や上組、三ヶ組、古見地籍、各所で見られます。

住民の皆さんからは、被害木が各地に散逸しているが、村は松くい虫防除対策は実施しているのかと問われます。また、所有者からは、四賀村や筑北村、明科町のようなアカマツ被害木林にしない防除体制でアカマツ林を守ってほしいという要望等があります。

そこで、松くい虫防除対策の現状と今後の対応についてお尋ねいたします。

1としまして、今年度の松くい虫防除対策費は831万円ほど計上されている。事業の進捗

状況と成果は。

2番目としまして、山林内の被害木を伐倒・薫蒸処理した際、使用されたシートが劣化して飛散しているが、プラスチックごみが問題視されている昨今、どのような対応策を取るか。

3番目といたしまして、今後、松くい虫被害は、海拔の高い民有林のアカマツへ拡大していき、防除費用がかさみ、村財政からの対応は重荷になるのは必須です。国・県の補助金交付申請等を提案したいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

松枯れ対応についてでございます。

まず最初に、今年度の松くい虫、831万円、当初予算に計上してございますが、事業の進捗と成果でございます。

まず、春先に確認しました。今年度は、36本90立米の伐倒・薫蒸処理を8月の末までに実施してございます。これは前半部分ということでご理解願います。そのうち、昨年度、10月以降ですかね、媒介するカミキリムシが産卵を始めるんですが、10月以降に始まった、そういった木については、6月の下旬までに処理してございます。というのは、6月の下旬には、また再びカミキリムシが成虫となって飛び出しますので、それが今年度は6月19日ということで、県のほうからも通知がございましたので、その前に間に合うようにということで、6月7日までには処分してございますということでお知らせいたします。

今後は、カミキリムシの産卵が終わる10月以降に、処理に向けて、現在、感染木の確認作業を進めてございます。被害木及びその周辺木の全量処理を進めてまいります。

次に、伐倒・薫蒸処理をする際のシートについてでございますが、このシートにつきましては、生分解性プラマークの登録を受け、松くい虫の薫蒸用に開発をされた、地球環境に優しい生分解シートを利用してございます。土中の微生物の活動によりまして水と二酸化炭素に分解され、自然に戻る仕組みのシートで、また、薫蒸のガスの透過を抑え、優れた薫蒸の効果が発揮されるシートとなっておりますので、こちらのほうの安心したものを使ってございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、松くい虫被害に伴う駆除の費用のかさむ分についてでございますが、それについて、

今後、国と県のほうに補助申請をしたらどうかというご提案をいただきました。

松くいに関しましては、平成28年度より村内で発生いたしました。令和元年度、極端に拡大してきております。そのため、令和2年度から県とは協議を進めてございます。令和4年度から、国庫補助が受けられるどうか、県と今、調整を図っているところでございます。次年度以降の内容が決まりましたらご報告いたしますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、今年度は90立木の36本、現在まで処理していると、今後対応するというところで、マツノマダラカミキリの飛び立つ、今年度は6月7日までに処理したというようなことなんですけれども、やはりその中で、私のちょっと気になるのは、やはり当初枯れていたのがそのまま残っているのがあると。これはやはり、そういう面では、もう少しアンテナを高くして対応して、1匹でもマツノマダラカミキリが飛散して、食害を及ぼさないような対応を取っていかなくちゃいけないんじゃないかなということで、まず、被害木の検証をより精度を高めるためにはどうされるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員の2問目のご質問にお答えいたします。

被害木につきましては、昨年も導入させていただきましたドローンを活用するという方法を今年度から採用してございますし、やはり住民等から連絡をいただくようなこと、周知をさせていただいていることもございます。また、職員が非常に定期的に巡回をし、また村有林管理員さんからも情報をいただくといった、いろいろな情報手段を使って情報に当たってございます。

そんな中、処理するものについては、必ずその年度内にできるものについては、今やっているということで認識してございますので、今回6月までに昨年分をとというものも、順次、おいおい、見つけた段階から時期を追いながらやっておりますので、その時期に十分間に合うようにということで努めてまいりますので、引き続きご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 被害木の推移を見てみますと、平成28年度に発生して、年を追うごとに被害木が増加していると。そういう中で、昨年度は、総数で89本というふうにお聞きしていますけれども、今年は何のぐらいというのか、今36本まで処理しているということで、今年度の予算からいくと、あと五十何本ぐらいが、多分予算の中だと思えますけれども、その辺の予算の中で足りるのかどうなのか、要するに補正等を組まなくてもいいのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員の3回目のご質問にお答えいたします。

今年度の状況につきまして、前半の部分ですね、36本90立米ということで申し上げましたが、今、引き続き、職員がドローン及び現地調査をやってございます。今の状況を申し上げますが、やはり下古見から古川寺方面にかけまして新たに20本程度、また、西洗馬の三ヶ組付近が六、七本ということで、それぞれあと、いろいろございますが、総勢、大体今、60本ほどの木の感染状況を見込んでございます。まだもう2か所ぐらい、今日も含めてなんですが、職員、現地に行っておりますので、もう少し増える見込みもございます。

そんな中で、非常に朝日村のアカマツの関係は、非常に立地条件が悪いところにあるという部分もありますので、非常に金額的なものも、コストもかかる部分がございます。予算につきましては、12月の補正予算をお願いをする可能性も含めてお願いありますので、そんな状況で今見込んでいるということでご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、補正に盛るかどうかという質問ですが、関連がありますので、今後の見通しをちょっとお知らせをしたいと思います。

今、計算でいきますと、毎年140%の伸びで松枯れが発生しております。もうすぐ処理が追いつかなくなる状況になります、あとこの一、二年で。要するに、人手が非常にかかるものですから、ある一定の線までしか作業ができないという、この飛び抜けたところをどうし

ていくかということなんですね。そうすると、今後は、皆さんもよく見てお分かりのような、筑北村のほうですとか麻績村等、あっちのような山全体が枯れていくということが想定されます。

それで、いよいよ1,000メートルというラインまで到達してきていますので、そこまでのラインの松林をどこを残していくかという議論に入ります。今、段取りをつけておりますのは、三区と西洗馬の共有林の皆さん、または山でキノコを取っておられる、いわゆるプロの皆さんですね。ですから、その皆さんにお集まりいただいて、最後どこの山を残すという検討をして、それ以外は小まめに切っていく、そこに被害が及ばないような作業をしていくということを今後、研究・検討してまいりたいと思います。

今のままでいきますと、先ほど申したとおり、何千万円かけても防御できない、処理できないということになります。朝日村だけは、水源が全て近いということから、空中防除ということは一切考えられませんので、人手でいつまで耐えられるかということが今後の勝負になります。守るべき山を今から決めて、それに対する防除作戦に入るとというのがこれからの動きになりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長から、今後の駆除の方針を伺いました。事実そのとおりじゃなかろうかなというふうに想定できます。

いずれにしても、87%が山林で、しかも、その山林のうち二十数%がアカマツ林ということで、それ相応の範囲に及ぶと思いますけれども、今後に憂いを残さないような対応をぜひ取っていただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

朝日村農業ビジョンの策定に当たり、村の農業政策の基本姿勢について伺います。

先ほど高橋廣美議員の質問の中で、村の方針、村長や課長のほうからお示しいただきました。大体の部分はお示しいただいていると思いますが、補足の意味を含めて、重ねて質問をさせていただきます。

村は現在、朝日村農業ビジョンの策定に向けて検討会を立ち上げ、基本構想の方針を検討しているところと伺っています。今回の策定の農業ビジョンは、令和4年から令和11年の8年間の基本計画となっていますが、新聞報道では、10年後、20年後を見据えた農業政策の指針をつくっていくとあります。村の将来を見据えた長期にわたる計画の策定となれば、当然、この間村が力を入れて進めている発想法、フューチャーデザイン、未来世代からの発想の手法が用いられることを大いに期待するところであります。

現在、社会は大きな転換点を迎えています。経済成長こそが豊かさを実現する道と、開発や効率性を追求し突き進んできた結果、地球規模での温暖化の進行、その影響と思われる異常気象による大規模災害が世界で多発しています。国連は、この危機的な問題に直面し、国際目標SDGs（持続可能な開発目標）を採択し、加盟国にその達成を求めています。そのキーワードの持続可能は、環境保全、社会的包括、経済開発など、社会の全ての分野で取り組まなくてはならない施策として、大きく取り上げられるようになってまいりました。

その潮流は、農業の分野にも表れています。国連は、2014年を国際家族農業年と定め、2018年から28年を家族農業の10年とし、さらに2018年12月には、小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言を採択し、今まで最優先してきた規模の拡大、競争力強化ではなく、小農の再評価と、加盟国に持続可能な食料生産への対応を求めています。

当然、日本においても、その流れは徐々にではありますが、農業政策に表れ始めています。環境庁は昨年12月、気候変動適応法に基づき、気候変動影響評価報告書を公表し、気温の上昇がもたらす農業への悪影響を報告しています。また、農林水産省では昨年9月に、有機農業をめぐる事情及び有機農業推進施策の状況を発表、今年5月には、気候変動対策として、みどりの食料システム戦略を発表しました。そこでは、2050年までに農業のCO₂ゼロの実現、現在2%ほどの有機農業面積を25%までに引き上げ、化学農薬の使用量50%低減、化学肥料使用料30%低減を目指すとしています。

直近では、8月18日の日本農業新聞の記事によれば、農水省は来年度、みどりの戦略実現へ新法制定するとの記事も見受けました。

長野県においても、有機農業の技術習得のため、オーガニック・アカデミーの開催や有機農業推進プラットフォームを立ち上げ、各地で勉強会を開催しています。また、JA長野でも、8月29日付信濃毎日新聞の広告で、農業が果たす役割は単に食料の生産だけではない。自然環境の保全や水資源、生態系、景観、地域の文化を守るなど多面的機能を持っていること、それを支えてきたのは農家の代々の土地を引き継ぐという思いで、その思いが途切れたとき耕作放棄地となると、農業の多面的機能に目を向けてもらうよう訴えています。

こうした農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、10年先、20年先を見据えて、農業ビジョンの策定に当たり、村の農に対する考え方、取組姿勢を伺いたく、質問いたします。

1、農業ビジョンは、村の第6次総合計画や国の食料・農業・農村基本計画、県の長野県食と農業農村振興計画等の内容を踏まえて策定するとビジョンの位置づけにあります。この間の国連や国・県の農業政策の変化、持続可能な農業への対応は盛り込まれる予定か。

2、検討会では、フューチャーデザインの手法を取り入れての検討はされる予定がありますか。また、13人の委員のメンバーの農業への取組状況、専業・兼業・非農家等、属性はどのような人選になっていますか。

3、農業ビジョン策定資料の中に農業経営体数の資料はありますが、専業・兼業の数の比率はどうなっていますか。また、村が農業ビジョンの対象としている農業とは何か。また、対象となる農家とはどんな村民か。

4、策定する農業ビジョンには、農村や農業が持つ多面的機能についての考察・施策は盛り込む予定がありますか。

以上、お伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

農業ビジョンについてでございます。一部、高橋議員と重複することもあるかと思いますが、ご了承願います。

まず、1番の国連、また国・県の農業政策の変化、持続可能な農業への対応は盛り込まれる予定があるかについてというところでございますが、非常に大きな計画でもございますし、

国連の考え方も非常に大きなものがございますので、どの程度の内容を盛り込めるかどうか分かりませんが、そういった部分の文面は当然盛り込む必要性があるということで、ご理解を賜りたいと思っています。

次、②の検討会でのフューチャーデザインの手法についてでございますが、13人の委員メンバーの農業の取組状況、また、専業・兼業・非農家等、属性はどのような人選になっているかについてということでございますが、フューチャーデザイン手法は今回、まだこちらの役場のほうも勉強しているところでございますので、直接的には取り入れてございませんが、将来を見据えた視点で議論いただきたいという思いでスタートを切っております。そんな内容の中で、農業ビジョンは取りまとめていきたいというふうに思っております。

13人の委員は、葉菜農家7名、小規模農家1名、農業法人2名、農業団体2名、農業委員会1名の13名ということになってございますが、意見に偏りがなくて、多様な農業・農村について議論したいと考えておりますので、農業者の集まりであったり、各団体等との意見を交換する場をつくりながら、進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、③番の農業経営体で、専業・兼業の数の比率はどうなっているかというご質問でございます。また、農業ビジョンの対象としている農業とは何か。また、対象とする農家とはどんな村民なのかというところでございますが、昨年実施されました農林業センサス2020でございますが、まだ全てが公表されておられませんので、まずは平成27年、2015年のデータで申し上げますが、農家数215のうち専業農家が93件、兼業農家が122件というのが、平成27年度の状況でございます。

なお、2020年、新しい令和2年度の農家数自体は出ていますので、農家数全体は188ということで報告されてございます。5年前と比べますと、27件の減というところでございます。

農業ビジョンで対象とする農業でございますが、大規模経営であり、中小・家族経営、また有機農法ですね、様々な農業を対象とするということは、私どもの考えでございます。また、農家は生産等に関わる全ての生産者が対象でございます。

続いて、④の農業ビジョンに農村や農業が持つ多面的機能の考察・施策を盛り込む予定があるかという部分でございますが、農村や農業は、国土の保全、水源涵養、美しく安らぎを与える景観形成、生物の多様性保全、文化の伝承といった様々な多面的な機能が発揮される場であると私も認識してございます。このことは、広く農業をやられている方々以外に、全ての村民の理解の上、農業というものの在り方も考えていく必要があると思っておりますので、農業ビジョンには、一部になるかもしれませんが、盛り込んで、ご理解いただくという

ことを進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

高橋議員からもご指摘がありましたけれども、国の基本計画を読むと、農業は、成長産業化を促進する産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する地域生活の2本の柱、車の両輪として推進するとしています。

今まで、ややもすると、朝日村の農業というのは、前半の部分の産業としての農業を中心に施策を行ってきたのではないかというふうに私は思うところでございますので、先ほど課長の答弁の中にもありましたとおり、ぜひ地域政策、多面的機能に対しても配慮して、農業ビジョンをつくっていただけたらなというふうに思うところでございます。

それから、残念ながらフューチャーデザイン、この間、村が進めているフューチャーデザインの手法については、まだ勉強中ということで、直接的には、今回は全面的に使っていくということではなかったんですけれども、せっかく今進めていますし、先日の市民タイムスさんの記事によりますと、現状の強み弱み、課題を皆さんで検討して抽出したということ、これは従来からの検討手法だと思うんですね。もちろん、今現在の強みや弱みや課題をさらに強化していかなきゃいけない、村の魅力として、村の農業の強みとして強化していかなきゃいけないことは間違いないんですけれども、先ほど来ちょっと出ています消費者の志向、安全志向みたいなところ、それから、今後気温がどんどん上がっていく、それから、みどりの政策の中では農薬が50%使えない、それから化学肥料が30%使えないという状況の中で、今現在、朝日村で主流となっている農業生産が強みとして継続できるかという点では、ちょっと私は疑問なんですね。

そういう意味で、ぜひ未来からの、20年先、30年先の未来から朝日村の農業を見たときに、何か違った、今までと違った施策が出てくるんじゃないかというふうに思うわけですので、もし特別何か、どうしても今年中に農業ビジョンをつくらなきゃいけない理由があるんだしたら、その理由を教えてくださいと思いますし、ぜひ時間をかけて、新しい発想を取り入れていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議員おっしゃるとおり、非常に大きな課題がいっぱい降ってきています。これ一つ取っても、すぐに解決できる課題はありません。ですから、農業ビジョンにそういうものを生かしていくというのも、今おっしゃられたように、今年はここまでの農業ビジョン、これは毎年更新されていくものだとは私は思っています。ですから、一足飛びに、今年中に20年先までの農業ビジョンの絵を描く、まとめる、そこまで、多分無理なんじゃないかなというふうには思います。要は見通しが立たない。

一つとして、生活面から全部を見直していかなくちゃいけないですね。ゼロ・エミッション、ゼロ・エミッションとって、いろんな場面で言われています。その中に農業も当然あるわけですし、自前で肥料を作るには、家庭の生ごみから肥料を作ろうと、そこからまたもう一回、再スタートしなきゃいけない。または、そのほかにも、じゃ、さっきも高橋議員のときも話出ましたけれども、農薬を使わないためには、または有機農法を取り入れるためには、こういう商品のこういう品質で、みんながいいじゃないかというような、そういう合意形成も必要でしょうしね。ですから、非常に長い年月がかかると思います。

地球温暖化という面でいえば、葉葉菜が非常に作りにくくなってきているという面では、今盛んに言われているブドウへの転換だとかというのも本腰を入れて、村としてもそろそろ考えていこうということも、今企画を検討中でございます。

ですから、いわゆる今後、現状また将来を見据えたときに、今一辺倒の、葉葉菜一辺倒と言っても過言ではないと思いますが、それからどうやって、今言う言葉で言えば、多様性を持たせた農産物に育っていくとか、それは、村がある程度投資をしていかないといけないというふうには思っていますので、今のような切り口で投資をしたりしていく、そのためには、こういう農業を目指すからこういう投資が必要なんだという、そういう組立てでいこうと思っています。

ですから、今、農業ビジョンに手をつけておりますけれども、今年中に完成するかどうかは、ちょっと見通しはつきません。そんなことで、長い目で見ていただきたいというふうには思います。あまりせかさなんでいただきたいというふうには思っていますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、村長のほうからご答弁いただきましたけれども、非常に私と共感する部分と、ちょっとと思う部分がありまして、本当に今、せっかくいろいろな事業を積み

重ねて、農業を活性化、村の基幹産業として育てていくという、その道筋はもちろん大事だと思う、ゆっくりやっていかなきゃいけないんでしょうけれども、やっぱり20年先をいかに頭の中に想像して、今の村政で、じゃ1年目として何をするか、2年目は何をするか、5年目は何をするか、それが、先のある程度の見通しがないと、私は、今年1年、じゃ何をするかというところが、はっきりしないのではないかというふうに思うんですよね。

ですから、今村長もおっしゃったとおり、もしかしたら葉葉菜は作れなくなるかもしれないという、20年先はそうなるかもしれないというのが分かっていたときに、やっぱりそれに向けて村は、今年1年は、じゃ有機農法の勉強会をこういうふうにしよとか、検討会を立ち上げよとか、何かやると道筋が出てくるかというふうに思いますので、ぜひ今回の農業ビジョンを策定するに当たっては、先ほどゆっくり考えていくということもありましたが、ぜひそういうところを村民、先ほど課長の中で、検討委員会のメンバーの人選もお聞きしましたが、もう少し広い範囲、例えば有機農家の人なんか入っていますかね。たしか有機農家の方というのは入っていなかったと思うんですよね。

ですから、そういうことも含めて、もう少し広い意味で、フューチャーデザインの勉強をしながらでも進めていってもらいたいなというふうに思うわけですが。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

私の意見と中村議員の意見は全く一緒でございます。さっき、違う部分があると言いましたけれども、全く同じで、20年後の農業を見据えて、じゃ今から何に手を打っていくかということ、当たり前、そういうことにしていきたいと思っておりますので、よろしく協力をお願いしたいと思います。全く同じであります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。非常に期待するところでございます。

少し視点を変えて質問させていただきますが、今、農業の数少ない追い風がありますが、若者の新規就農者が全国的に増えている。その新規就農者の方の多くが、有機農法をしたい、有機農法に関心があると答えています。村が今年度採用した地域協力隊の方も、そんな希望があると聞いています。また、実際、朝日村に移住して、脱サラしたりして、朝日村で新た

に農業に取り組んでいる多くの方が、多品種少量生産の有機農法にも取り組んでいます。

この間の村の発言でよく聞く、村の人口政策、住宅政策の中で言われる新規就農者の獲得のためには、そうした自然農法、有機農法への対応・支援が欠かせないと思いますし、持続可能な農業の視点でも、食の安全の視点でも、有機農産物が村の新しい柱となると私は考えますが、その辺何か、村にお考えはございますか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

非常に前向きなご質問でありますので、新規の有機農法をご希望されている方々、確かに多いと思っています。今回も地域おこし協力隊の方も、有機農法でぜひ農泊もやりたいという、非常に力強く大きな目標を持ってやられていることに対して、非常に期待しておりますし、協力もしたいと私どもも思っています。

そんな中で、今まで村はあまり力を入れてこられなかったもので、まず、議員おっしゃるとおり、県のほうでは、オーガニック・アカデミーとか有機農業推進プラットフォームとか立ち上げてやってございますので、そんなところへ一緒に関わらせてもらいながらやっていくという手法もございますし、村独自で、そういった専門的な方をお呼びした、そういった講座を開くとか、そういったこともいいのかなというふうに、私、今考えてございます。

そんな中で、補助制度とか、そういったものについては、今後の計画の中に盛り込みながら、どんなことの支援ができるかということも併せて検討していきますので、まずはそういった有機農法のやれる仕組みを、村のJAとか、そういった関連機関とも相談しながら、受入れ体制の強化を図っていきたいという思いでありますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

いろいろ今後、新しい展開が見えてくるんじゃないかというふうに希望を持つところです。

南信のほうの松川町なんかでは、村の基本計画の中に、有機農法を推進するという方、それから定年帰農する方、それから家庭菜園をする方、またPTAまで巻き込んで有機農法を推進して、そして、先ほど村長の指摘もありましたけれども、販路という点では、学校給食

にそれを活用する、そして、生産者を支援するような動きもされておりますので、ぜひその辺研究して、取り組んでいただければというふうに思います。

あと、もう一点ですが、今非常に、先ほど課長の指摘のあったとおり、農家の方が減っている、全体で見て減っている傾向があります。ただ、私は、このような山間地における農村においては、農家の方たちがたくさんいることが、村の自然環境を維持するのに非常に必要じゃないかというふうに思っております、今進めていただけてる施策の中の、有機農法なんかに取り組む、私のようなせんぜ畑を作っているような人間にとっても、暮らしの農業という言い方もありますけれども、そういう農業も含めて、大切にしていっていただけたらなというふうに思っています。

冒頭のところで申し上げましたが、農業の多面的機能、暮らしとしての農業、小農に少しこだわって、村に施策を考えていただきたいと思うのは、今現在、朝日村では、中間産地総合整備計画というのが進められています。来年度には、私が耕作しているくりあげ場工区でも工事がいよいよ始まります。

2017年にこの事業について村から初めて説明を受けたとき、大体10.6ヘクタールと聞いていますが、そこに64人の地権者がいました。計画当時は、地権者イコールほとんどが耕作者でした。皆さんは、家族総出で田植をして、稲刈りをして、休耕田は少なかったように当時思うんですが、それがたった5年、6年で、私を見る感覚では、6割以上の田んぼが休耕状態になってしまいました。何で田んぼを作らないかと聞くと、家族が少なくなった、米は買って食べたほうが安いとか、人手がないなど聞かれます。しかし、それと同時に、整備事業に賛成して計画書に印鑑を押したときから、何か農地を守らなくてはいけないという使命感がなくなった。自分のものであって、自分のものでなくなる土地に愛着が持てなくなった。水路も土手も草刈りも、今さらどうでもいいかという気持ちになった。工事が始まったら、もう農業はやめるといような趣旨の発言を、この頃多く聞くようになりました。

まさにJAの広告にあった、代々の土地を引き継ぐという思いが途切れたとき、耕作放棄地になるということが今、村の取り組む農業政策の中で進行しているんじゃないかというように私は危機感を持つ。兼業にしる、農家をやる方たちが自分の周りの自然環境を維持するようなことが、このまま進めば、できなくなってしまうんじゃないかという危機感を持ちます。

私の耕作しているくりあげ場では、4月に毎年泥上げをします。その作業は結構大変な作業で、今40人、もっといるかもしれないですけども、皆さん手に手にスコップや鋤簾を持

って集まって、その作業をしています。なおかつ、おのおのが自分の田んぼの周りや鎖川の土手、クズやアレチウリがどんどん伸びてきちゃうのを、皆さんそれを自分のところじゃなくてもやっぱり刈っていて、初めて農地が守られたりとか、村の景観が守れてきていると思うんですね。工事が終わった後、村の想定する担い手の方というのは、4人とか5人とかという方を想定しているというふうに計画では聞いております。果たしてその人数で守れるのかというふうに、ちょっと心配になってしまいます。

ですので、ぜひ10年後、20年後の朝日村には、たくさんの農家の方が村の自然環境や農地、地域の文化を協働で支えていく、そのためにも農業の多面的機能への評価、村を守る施策として、ぜひ農業ビジョンの中に、そういう小農といいますか、小さな農家の方たちを守るような施策も、やはり盛り込んでいていただきたいと思います。

もし村長、何かあったら、一言。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 中村議員のおっしゃったことは、本当にそのとおりだと思います。

それで、中山間総合整備事業を利用して、遊休荒廃農地を増やさないために大きくして、作りやすい優良農地に仕上げていくと。そこには、村も協力をして、入っていただく人を探すというのが計画でありますので、その計画はそれで進めなくちゃいけないということで、ご理解をいただきたいと思います。

そして、小農の方たちの云々がございましたけれども、それは、どのような施策がいいのか、すぐには浮かんできませんが、さっきのような、原さんたちが今入っていますが、それは小農でもって、自分の販売ルートを見つけてという今の、いわゆる月3万円稼ごう、そして野菜バスで流通を増やしていこうというのと通じておりますので、そういうためには、そういう仕組みづくりを継続していくことだというふうには思っております。野菜バス自体が、そういったことを基本的な理念として、たしか掲げておりますので、そういったルートを強化していくということだと思いますけれども。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、村長のほうからお答えいただきましたが、この間、創生事業でや

ってきたアグリ・チャレンジセンターも今年で事業は終わりますが、そういう実績も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、2問の質問をお願いしたいと思います。

まず最初に、朝日村の豪雨災害並びに各種災害の徹底見直しをということでございます。このことを出した基には、やはり、今村で推し進めているフューチャーデザイン、何人かの議員さんからもその言葉が出たんですが、そういう観点から申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

1番としまして、朝日村の豪雨災害並びに各種の災害の徹底見直しということで、今年の長雨というか豪雨は、50年に一度とか、あるいは100年に一度などと、よくテレビではもてはやされて言っておりますが、これやはり、私は、この下にも書いてありますが、明らかに地球温暖化の影響ではないかと。そういう中で、例えば海水温の上昇とか、あるいは偏西風とか、いろいろな前線があるんですが、そういう影響で、よく最近耳にしますが、線状降水帯、こういうものが発生しているのが、これが常態化してくるのでないかなと、非常に心配しております。

そういう点で、フューチャーデザインの観点から、しっかりと私は、いろいろな事業を見直すことが大事ではないかということで、4つほどの質問します。

1、過去に村内の山道や住宅近くの道路が、かなり荒れた箇所が分かっていると思います。それは、過去に復旧工事とか、いろいろやっているから、大体分かると思うんですが、そのようなところは、きちんとした護岸工事とか、舗装とか、あるいは水流が十分に受けられる蓋付のU字溝の設置なんか必要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。その点、1番目

です。

それから、2番目としまして、野俣沢、今日一番の大きな問題ですけれども、私の問題ですけれども、全体であるが、特に第3堰堤からかなり上流まで土石流が流れてきていて、いわゆる木の流木とか石がかなり堆積しているのではないかと。それで、その上に、やはりしっかりした砂防堰堤を、フューチャーデザインの観点から、今後やっていかなければならないんじゃないかと。また、適宜な浚渫も必要ではないかということも2番目に聞きます。

それから、3番目、上流で流木がかなりあるわけですけれども、これが万が一が下流に流れてきて橋に引っかかった場合、今回も私、見ましたら、野俣沢橋の橋脚に枯れ木が引っかかって、流れてきた流木が引っかかって、あれが詰まれば大災害につながると、こういうことをやはり感じましたので、その点についてどう考えているのか。

また、4番目は、これは予算がかなりかかると思います。現在は、行政のやっていることは、議会でも言っていますが、修復とか、こういうことが基本姿勢でありますけれども、それはその場のしごきであると思うんです。毎回雨の降るたびに、あそこの災害を復旧したとか、そういうことを数を数えていけば、予算の出費はかなりのものになると思います。

そういうことで、フューチャーデザインをやるには、国や県にしっかり、この際働きかけていくと。こういうことをしないと、私は、何度もこういうことが起こるのではないかと、うふうに心配しているわけでありまして。その点について聞きたいと思います。

また、5番目、農業被害について、この大雨の中でなかったんでしょうか。分かったら、そこを聞きたいということで、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、齊藤勝則議員のご質問の朝日村の豪雨災害並びに各種災害の徹底見直しをにつきまして、私からは、1番、2番、3番、4番についてお答えさせていただきます。

初めに、1番目のご質問であります、山道で荒れた箇所と申しますと、古見配水池へ上がる古川寺横の道路が該当すると思われませんが、現在未舗装であるため、今回の大雨でもかなりの土砂が流出してしまいました。災害の後、区長と現地を立ち会い、現在、1か所の水切りを3か所に増やす予定の工事を行い、土砂の流出を抑えるということで計画していますので、お願いいたします。

また、懸案でもあり、今回の大雨でも雨水が氾濫した村道針尾幹2号線東京電力前につきまして、今回の補正予算で調査測量設計費を計上させていただきました。原因を確認し、原因に対応した工法で来年度工事着手していく予定ですので、よろしく願いいたします。

次に、2番目であります。

第3堰堤の上流に治山堰堤が必要ではないかというご質問であります。今回の大雨被害把握のため、産業振興課で行ったドローンによる調査で、第3堰堤の上流には幾つかの治山堰堤があり、かなりの土砂を抑えてくれたことが分かっておりますので、お願いいたします。

また、三俣橋周辺、第3堰堤の河床浚渫につきましては、管理者の松本建設事務所が定期的に実施していただいております。今後も引き続き要望していく予定であります。

次に、3番目ですが、今回の大雨による流木の流入は、各沢の堰堤が機能しており、御馬越地区内への被害はありませんでした。しかし、針尾橋から上流の鎖川河川内には立ち木が多く確認されております。例年、河川管理者の松本建設事務所に伐採の要望を行っており、伐採を進めていく予定であります。

最後に、4番目ですが、豪雨対策に対する予算措置であります。国・県に対策メニューがありましたら、そちらの要望をしていく考えであります。

また、補助事業の要件を満たさない事業につきましては、起債の緊急自然災害防止対策事業や緊急浚渫推進事業を活用していく予定であります。こちらは、村が策定するそれぞれの対策事業計画に基づき実施される事業が対象となりますので、計画は対策事業を実施する年度に策定していく予定でありますので、お願いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私は、齊藤議員のご質問の⑤番についてお答えいたします。

大雨災害に伴う農業被害につきましては、役場職員、また農協の関係者が圃場等の現場を確認し、農業被害はなかったと捉えてございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、回答いただきましたけれども、実は私、五十何年ですかね、昭和だと思っんです、そのときの大水害、それから今回の水害も、自分の身を、安全を確保しながら、現場を見に行ってきたわけでございます。そういう中で、野俣橋に今回も流木が流れて引っかかって、たまたまほかのものが引っかからなくて、よかったわけでございますけれども、あの橋の下、約30センチ近くまで水量が上に上がってきたわけでございます。それを見るにつけ、また以前の、五十何年の災害のときも20センチでした、あと橋まで。

それで、あそこが受け切れなくなった場合に、キャンプ場はじめ、御馬越の道路が水流の変化によって水害になるんじゃないかと。そうすると、御馬越地区とか入三の地区の人たちの生活にまで関わってくるということで、私は、今課長からも言われましたけれども、いろいろと今の対策は分かっております、やってくれているというのは分かりますが、やはり毎年、雨があるたびに予算がかかっているわけでございます。

ちりも積もれば山となるということで、やはりこれは、将来のことを考え、いわゆるフューチャーデザインの考えです。若い人たちに今後、この朝日村を任せていってもらうには、基本的にやっぱりやっていかないといけないと。しかも今、地球温暖化で、線状降水帯とか、こういうことが当たり前になっておりまして、こんなところで災害起きないだろうと思うようなところから起こっているわけです。

そこで、ぜひ今後やっていただきたいと。堰堤を上に入れていただけたらいいなと、また、川のたまった土石流についても、浚渫を適宜していただくことが大事じゃないかと思っいます。

今回、岳沢の下のところが大変に荒れて、いわゆる登山道まで、そこが大変だというような状況でございますので、やっぱり先々、一度しっかり、そういうことで、大きな事業でやっていかなきゃいけないんじゃないかと。

そこで、私も提案するわけですが、当村では出身の県議がいるわけでございます。ぜひ県とか国に働きかけて、そういうフューチャーデザインの関係からも、すぐというわけにはいかないですけれども、私は、あそこに砂防のようなダムを上きちっとやってもらう、浚渫をしてもらう。そういうことが、あの下流に住む人たちに安心・安全を届けると、こういうふうに思っるので、ぜひ、今すぐではないですけれども、実施するように今後、フューチャーデザインを考える中で検討していただきたいと、こういうふうに思っいます。

また、あそこには、観光施設が現在、非常に多くあります。そういう点で、やはり守るべきところは守らなきゃいけないということでありますので、今、村が必死になってやっけていっているのはありがたいと思っいます。しかし、ぜひフューチャーデザインの検討会をやっけて

いただいて、今後、基本的に災害を防ぐというようなことを提案していただきたい。またぜひ、県の議員もいますので、そこら辺も交えて、深く検討していただければありがたいなと思うわけでございます。

当然、今回もそうでしたが、上のキャンプ場、全部荒れたと思います。前回行ったときもひどい状態でした。これ、やっぱり基本的に直していかなければ駄目だなというふうに思いました。

私、非常にこの計画大きいもんですから、今後検討していただいて、県に働きかけ、県・国に働きかけて、事業費を取っていただいて、フューチャーデザインの関係からもやっていただきたいと思いますということをお願いを申し上げまして、1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。

朝日村の魅力を移住者目線で。

この題は、実はある新聞にも書かれていたわけでございます。今、コロナ禍の中で、本当に暗いニュースが多いわけでございますが、このコロナ禍のきっかけで地方移住に関心が高まっている、密を避けて自然の中で生活をしたい人が増えているとのことでございます。その新聞によりますと、殊に長野県は、県外からの移住相談が47都道府県中でトップだそうでございます。定年を待って、住むばかりではなく、今は働き盛りの20代から40代の方が、テレワークが普及した中で、どこでも仕事ができるというような状況も大分整ってきている中で、都会生活が窮屈だと思う人が多いということでございます。

それには、私は、若者向けの住宅や空き家対策、これがどうしても必要ではないかということでもあります。現在、朝日村も住宅、いろいろ考えておりますが、ぜひ移住する人の目線になって、住宅を真剣に考えていただいて、この朝日村に住んでいただけるような方策を取っていただきたいなと思います。

1番としまして、朝日村は農業の村です。新しく農業に就農した人はどのくらいいるのでしょうか。また、住むところの提供も考えていかないといけないと思いますが、いかがか。その点を第1番目に聞きたいと思います。

2番目に、タジマモーターや行政もテレワークに力を入れておりますが、実績はいかがだったでしょうか。今年の長雨で大変だったなと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

それから、3番目といたしまして、朝日村は大きな観光地にも比較的近い、またウィンタースポーツの施設もあり、農業でも長野県の葉野菜の大産地でもあります。比較的災害にも強い場所でもあります。こういうこともPRしていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。そうやって調べてみると、コロナで暗いわけでございますけれども、何か新しい魅力も考えられるのではないかと思います。その点でどのように考えているのか、ちょっと聞きたいなと思います。

4番目、JAと協力で農業ツアーの体験などを考えては。

そういうことによって、朝日村の農業、そういうことを知っていただいて、魅力というものをぜひやっていただければ、もう少し農業に従事する方も増えてくる、朝日村に来る方も増えてくるんじゃないかと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います、取りあえず。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員ご質問の朝日村の魅力を移住者目線とということでお答えいたします。

まず、①番の新規就農者でございますが、平成28年以降、13の方が新規就農されてございます。内訳は、Uターン就農者が10名、Iターン就農者が3名となっておりますので、お願いいたします。

議員ご質問のとおり、就農者を募集したくても、村内に住むところがなければ募集できないのが実情でございます、住宅の確保は大きな課題と捉えてございます。そこで、村では現在、若者の定住促進住宅や旭ヶ丘団地の改修計画等進めてございますので、それらの整理が済みましたら、就農希望者が入居できるよう、連携を図ってまいり所存でございます。

また、戸建て住宅を購入したいという方もいらっしゃると思います。その際は、農地を持てる面積の下限面積要件を緩和するという制度がございます。現在、朝日村は5反歩要件ということで、そういった要件がなければ、なかなか農地を持ってないんですけれども、農地付住宅が購入できるような仕組みにならないかということで、現在、農業委員会で検討を図ってまいっておりますので、そのような仕組みができればいいかなというふうに思っています。

さらに、就農を希望する方が農業を学びながら、一定期間生活ができる農業の研修宿泊施設等の、そんな研究もしていきたいということで、今、担当課のほうで研究していますので、よろしく願いいたします。

次に、②の村施設指定管理者のタジマモーターコーポレーション朝日の状況でございますが、指定管理施設でございますコテージやキャンプ場は、コロナ禍でございますけれども、体制をしっかりと取りながら、大雨の影響も受けながら、進めていただいているという実情でございます。議員ご質問のテレワークに関しましては、これからの施設を改修しての実施になりますので、テレワークについての実績等は今後になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、村のPRをしっかりとすれば、魅力はしっかりとあるんじゃないかというご意見でございます。

そのとおりで、議員おっしゃるとおり、村には豊かな自然があり、歴史、文化、産業、そして観光、社会、福祉施設など、数多くの魅力ある資源があるということをご認識してございます。昨年度策定いたしました観光ビジョンにおいて、それを明確化してきたところでございます。また、朝日村に訪れ、滞在いただき、最終的には移住いただくということ、ビジョンの中でも大きな目標と掲げましたので、このきめやかな情報発信を観光協会が中心となって実施していくということで、現在取り組んでいるところでございます。

そうはいつでも、今年度は、昨年度から続くコロナ禍で、人を集めることがなかなかできませんが、村の生活や産業に触れ、滞在することで、村への移住人口の増加につなげていくという思いで進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、JAと協力で農業の体験ツアーなどを考えてはどうかというご質問でございます。

観光協会では、一つの体験プログラムとして、農業体験のメニューづくりも現在研究してございます。JAとの協力も必要になると思いますが、多くの村民に協力いただくことが、本来やっぱり重要だと思っております。農体験だけでは終わってしまうことも可能性ありますので、村民と多く接することで村の魅力を感じ取っていただき、また来たい、移住したいと思っていただくような、そうやってつながっていくようなツアーを考えています。

なお、こういった観光協会では、農業メニューだけじゃなくて、今までも数々のメニューもつくってございますので、そのメニューの充実を図りながら、さらに一層いろいろなものに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからもいろいろと述べていただきましたが、観光ツアーの体験というようなことで、先ほど村長も、今、葉野菜が非常に状況が頭打ちみたいな状況で、最近幾らか値は出てきていますが、ありません。それで、やっぱり売上げという点ではいけないですけれども、朝日村は何ととっても、葉野菜、葉葉菜の産地であります。大きな産地でございます。ぜひそういうところを見ていただいて、これから就農したいという方も、長野県下、全国でもトップということでもありますので、そういう人たちを誘い込んで、1人でも2人でも朝日村に来て住んでもらうと、こういうことをやっていただけたらいいなと思います。

農業について、先ほどちょっと私、述べるのを忘れちゃったわけでございますが、被害はなかったということですが、朝日村の農家は葉野菜が多いもんで、畑が中だるみの、いわゆる畑があるんですが、小さい災害は起こっていたんじゃないかなと思うわけではありますが、やはりこれは葉野菜中心の村なもんですから、そういう被害というのはあまり表沙汰になっていませんけれども、私がこういう葉野菜の畑を見る中で、かなりえぐれているとか、そういうので、やっぱり排水溝が詰まって、農業が手間かかっているというようなことを、ちょっと私が見て感じたわけでございますので、そういうことも今後考えていっていただきたいなと思います。

また、もう一つ、長野県でも特に富士見町は、人を移住させることに力を入れています。人口ビジョンを朝日村が考える上で、移住をする場合は、私は住宅問題、それから、ただ住宅だけでは駄目です。定住してもらえるかは分からないけれども、やはり住んでもらえる魅力が必要だと。私は、いい例でいいますと、朝日村にいました地域協力隊の方が、今度自分でいろいろ開業したいというようなことで、村としても支援をするということを今後の予算の中でも出しておりますが、非常にいいことだなと。

やはり移住する目線で、その人たちの立場に立って、いろいろやってやるような細かい支援ということ、経済的な支援もやっぱりやっていただかなきゃ、できないんじゃないかなと思います。生坂村の例のブドウ、結構都会から来て、今、現実に力になってやっているわけですが、細かい、きめ細やかな支援が絶対必要だなということをこの中で述べたいと思います。それが農業ビジョンにもつながると思いますので、ぜひやっていただきたいなと

思います。

それから、先ほど旭ヶ丘もやっていると言いましたが、旭ヶ丘ばかりじゃなくて、空き家対策も従来からやっていると思いますが、やっぱりやっていっていただきたいなど。それで、そういう人たちが住みやすいような住宅を考えていっていただきたいなどと思います。ただ、いろいろハード面だけを考えていると、なかなか住んでもらえない。きめ細やかな教育の支援体制を絶対につくる必要があるなどと思います。

私がここで述べたいことは、最後に、昔の言葉でございまして、広く会議を行政、議会、村民と会議を起し、万機公論に決すべしじゃないですが、やはり村民の意見を聞いて、しっかりと対策を取っていただけて、魅力を発信していただきたい。

朝日村は非常に山から風光明媚、土地も案外、奥地は大変ですけども、ほかのところは案外安全だということもぜひPRしていただいて、移住者目線で朝日村に住んでもらう人を増やしていく、こういうことが必要だと。ましてや、このコロナ禍の中で、都会から逃れたい、自然の豊富などところで生きたいという考えが、全国で一番トップの移住希望者が多いという県でありますので、その点をぜひ考えてもらって、朝日村も手を挙げていただいて、しっかりとそういう面に力を入れていただきたいと思います。

その辺で何か考えありましたら、ちょっとお聞きしたいんですが。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 叱咤激励ありがとうございます。

齊藤議員のおっしゃったことをみんなやっています。ですから、具体的にこういうことだと、こういうようにしてくれとか、そういうような、ぜひ提案もお待ちしておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 確かに今、村長の言われましたとおり、私の言い方というのは、総花的なところもちよっとあると思うんですけども、これはあくまでも、私にはやっぱり、先

ほども言いましたけれども、1番目の質問のときに言いましたけれども、フューチャーデザインとか、そういう観点からすると、やはり総花的な面にもなるんですが、今度も言いましたように、体験ツアーだとか、あるいは、そういうものにつなげた婚活、そういうようなことも併せてやっていていただければ、非常にありがたいなど。

いろいろまだまだ述べたいことはありますが、時間の制限もありますので、私の質問をこの辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

ここで、昼食を取るため、暫時休憩します。

再開を13時30分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時30分

○議長（北村直樹君） ただいまより本会議を再開いたします。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問でございます。

コロナウイルスワクチン接種と接種状況について。

県は、新型コロナウイルスの感染第5波が収まらない状況を受け、12日までを命と暮らしを救う集中対策期間と位置づけ、公共施設の中止や、イベントの中止や延期の要請強化の対策を取っています。この対策は12日以降も継続されると思われましてという予測をしたんですが、いいほうに反転しまして、現在は対策強化は中止されております。

また、ワクチンを接種してもコロナウイルスに感染するブレークスルー感染がございますが、朝日村において、そのような事例はございませんでしょうか。ワクチンを2回打ったからと安心していても、感染のリスクはあります。また、人にうつす危険性もあります。今後の朝日村のコロナウイルス感染症対策についてお聞かせください。

また、コロナワクチンの朝日村における接種状況はいかがでしょう。また、小・中学生の感染状況と今後の見通しについてもお聞かせください。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） それでは、上條昭三議員のご質問、コロナウイルス感染症対策とワクチン接種の状況についてお答えをさせていただきます。

初めに、朝日村の感染状況についてです。

感染された方の管理は全て長野県が行っていますので、朝日村には長野県のプレス発表以上の情報が入ってこないのが実態でございます。したがって、ブレークスルー感染があったかどうかを把握することができませんし、情報があったとしてもお答えしかねますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、朝日村のワクチン接種についてです。

今実施しています集団接種は、10月23日に終了の予定です。接種状況につきましては、12歳以上の対象者4,070人のうち3,556人、87%が接種を希望し、そのうち3,122人、88%の方が2回目の接種を終えています。

世代別では、65歳以上の対象者1,434人のうち92%の1,329人が接種を希望し、そのうちの99%、ほぼ100%になりますが、1,319人が2回目を終え、それから、16歳から64歳まで、対象者は2,496人、そのうち85%の2,115人が接種を希望しております。そのうち81%の1,771人が2回目を終えています。

また、中学生は、希望した生徒の92%が2回目の接種を終えておりまして、小学校につきましては、12歳に達した児童から接種を開始しております。

なお、村の集団接種終了後に、12歳に達する児童がいらっしゃいます。こちらにつきましては、塩尻市で接種ができるように今調整をしております。また、長野県に広域的に対応いただくように要請しているところでもございます。

そして、最後に、朝日村の感染対策についてです。

刻々と変化するコロナ事情に対応するため、毎週月曜日の対策会議において最新情報を共有するとともに、措置が必要な事項を協議して、対応を図っているところでございます。今後も引き続き、この体制を取ってまいります。

中には、ワクチンをしたくてもできない方もいらっしゃいます。また、議員おっしゃるとおり、多くの方が接種を済ませたとしても、感染リスクがゼロになったわけではございません。また、私たちの生活範囲は朝日村に限定されておられません。個人個人の感染防止対策と、感染が流行している地域への往来は自粛するなど、村民の皆様には引き続きご協力をお願いしてまいります。

回答については以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ちょっと説明が不足していましたけれども、小・中学生の感染状況と今後の見通しについてもお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） まず、先ほどの小・中学生の感染状況についてでございますが、感染状況につきましては、こちらは全て、やはり長野県の管理がされておりますので、小・中学生が感染されたとしても、プレス発表以上の情報が入ってきておりませんので、それ以上の情報がございませんので、お答えができない状況でございます。

そして、小・中学生の対策につきましては、小・中学校でそれぞれ感染対策を行っているとともに、まず中学生の接種につきましては、まず朝日村は92%の方、希望した方の92%の方が2回目の接種を既に終了しております。小学生につきましては、12歳に達した児童から接種ができますので、12歳に達した児童の接種を行っているところでございます。

達しない生徒・児童たち、それから、また幼児たちがいらっしゃいますが、その方たちにつきましては、今までどおり感染対策を取っていただいて、通常の対策を今までと同じように、自分でも感染しないように家族での対策を取っていただく、学校では学校での対策を取っていただくという形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

○9番（上條昭三君） それでは、以上で1問目の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

松枯れ対策についてでございます。

先ほど林議員が質問されましたので、重複するところはお答えは結構です。

松枯れは平成28年に初めて確認され、減少した年もありましたが、令和2年には69本を処理するに至りました。アカマツの被害木は発見次第、全量駆除としています。令和2年の取組としては、5月20日に委託事業として発注し、周辺木も含め、89本の燻煙・伐倒処理を行っております。秋までに、松枯れているアカマツの被害木は今後調査し、伐倒・薫蒸を予定しています。

以上が令和2年度までの予定でございますが、また今後の方針として、ドローンによる上空からの調査、これはさっき回答いただきました。令和2年度の取組としては、周辺木も含めて89本の伐倒・薫蒸を行ったということで、周辺木まで含めるとは、よっぽど余裕かなと思っておりましたが、先ほどの返答ではそうでもないようです。

また、ドローンによる上空からの調査、これによって被害木は増えたのでしょうか、それも教えてください。

それから、最近では、赤坂やピュアラインのハバにも松枯れが多少見受けられます。これは松本の管轄ですが、どう対処されますでしょうか。

以上が2問目の質問です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、上條昭三議員の質問にお答えいたします。

林議員と重複する部分については割愛させていただきまして、今ご質問いただきました令和2年度、89本の木を伐倒・薫蒸処理してまいりましたが、周辺木の考え方でありまして、令和2年度、松くい虫の防除対策協議会というものの中で一つの計画を立てました。というのは、今までは伐倒・薫蒸、該当する木だけを伐倒・薫蒸しておりましたが、いろんな県等

からのご指摘の中で、やはりその周辺木にもマツノザイセンチュウがいる可能性が高いということがありましたので、昨年度の協議会の中で、周辺木についても切って伐倒・薫蒸していかうということでお決めいただく中で、今年度そういった形の中で、89本の中で状況を見ながら周辺木も切っている状況でございます。こういったことが、やはり被害を拡大させないということで、中でやってございますので、ご理解賜れればと思っています。

そんな中、ドローンの関係でございます。昨年度、機械を購入させていただきまして、担当する職員が2名、研修等させていただきました。そんな中で、この4月よりドローンをやっておりますが、まだまだ不慣れな部分はございますが、春先より運用を開始してございます。その中で、やはりドローンがあるということは、急傾斜地であったり、遠くの山のほうに行くのが、なかなか人的な部分でも苦勞しますので、そういった部分の中で松くいの木を探すということで、焦点を当てて探せるということが、まず有効的な活用だと思っています。そんな中で、春先もやりましたし、現在これから、秋の紅葉の前にしっかり探さないといけないということでありますので、ドローンを積極的に活用し、まずは、どの辺にあるのかということを見つけ出したいというのがドローンの効果であると思っていますので、引き続きドローンを飛ばし、そして位置の特定をし、効果を上げていきたいと思っています。

ただ、ドローンを飛ばすだけで被害が収まるかどうかという部分については、当然被害があるところが、それだけ松くい虫がいつているということでございますので、それを早め早めに処理しながら対応していくというのが、今の私たちに課せられた課題であると思っています。

続きまして、2つ目の令和3年度、松枯れ被害木の状況ということで、ピュアライン付近の松枯れ対策でございます。

今、上條議員ご承知のとおり、松本市の地籍上にあるものでございます。ただし、令和2年度もそういった情報がございましたので、私も行きまして、担当の方をお願いをし、来ていただいた経過がございますが、今年度も既に担当職員、2回ほど松本市のほうにはお伺いし、ご説明し、早急な対応をお願いしているところでございますが、あちらのほうのご都合もあるということをお聞きしてございますが、頻繁に対応いただくよう、より積極的に申し上げていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ドローンを飛ばして、山奥まで松枯れを探しているということで、非常にご苦労さまでございますが、枯れた松を見つけたら、予算を十分取って、積極的に伐倒・薫蒸、これを行っていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊の今後の活用についてでございます。

地域おこし協力隊については、成功した事例とか幾つかありますが、今後、満期になった隊員の補充をどの程度していくのかどうか、今後の予定を教えてください。特に、来年満期ということですが、信時さんのような婚活のスタッフの補充は今後必要かと思っておりますので、お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、上條議員の地域おこし協力隊の今後の活用についてのご質問にお答えをいたします。

朝日村では、平成24年度から地域おこし協力隊制度の活用を始めまして、これまでに11名の協力隊員を採用してまいりました。現在は4名の協力隊員が活動しておりまして、既に任期を終了しました7名の隊員のうち3名が村内に定住をしております。

議員ご質問の地域おこし協力隊の今後の活用についてでございますけれども、全国の協力隊員数は約5,500人ございまして、ここ3年間はほぼ横ばいの状況でしたが、新型コロナの影響で、人口密度の高い都市部を避け、地方移住を検討する人が増えていることから、このたび総務省でも、地方移住の支援策として、令和6年度の隊員数の目標を8,000人として、来年度の予算を3倍とする方向で調整に入ったようでございます。

朝日村におきましても、第6次総合計画におきまして、移住推進のために地域おこし協力隊制度の活用を図ることとしておりまして、今後どのような分野で協力隊員を募集するか、隊員の住まい、住居ですね、こちらをどうするかなどの課題もございまして、都会か

らの地方移住、地域振興を図るため、今後も地域おこし協力隊の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

また、信時隊員のような婚活スタッフの補充ということでございますけれども、信時隊員につきましては、協力隊の任期は来年7月までとなっております。協力隊員として婚活事業に取り組んでいただいております。婚活イベントはコロナ禍でなかなか開催できない状況でございましたけれども、結婚相談事業、また長野県のシステムを利用して、登録者同士のマッチングを行う婚活サポートセンター結日m u s u b iを開設しまして、これまでに村内の男性4名を含む男女25名が登録、相談事業につきましては、月平均5名程度が利用している状況でございます。

また、今後は、都会の独身者の地方移住と結婚を同時になえる移住婚を希望する方たちとのマッチングにも取り組んでいく予定でございます。

村としましても、第6次総合計画に基づき、こうした婚活事業を継続し、少子化の抑制につなげていく必要があると考えておりますので、信時隊員の事業を引き継ぐスタッフにつきましては補充をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、以上をもちまして、私の質問は全て終わりとさせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美でございます。

私は1問、早急に求める防災対策について質問します。

お盆の期間に停滞した前線による大雨は、村内各所に被害をもたらしました。野俣沢を中

心とした各地の準用河川や農地の流出、水路は雨水をのみ切れず、道路に川となって流れ、自宅に影響が出た箇所もありました。私の地元三ヶ組のため池が満水になりました。家屋や人命に影響が出なかったことがせめてもの幸いでした。

気象庁は、今回の大雨について、大気の河という表現をしました。日本列島上空に大量の水蒸気を含んだ空気が流れ込む大気の河という現象の発生により、豪雨を生み出したようです。

これを証明する数字があります、野俣沢に設置した村の雨量計は、8月13日から15日までの3日間の積算雨量475ミリ、特に14日の24時間雨量は280ミリでした。一方、県の河川砂防情報ステーションが発信した古見原の状況は、同じ3日間の積算雨量は296ミリ、14日は174ミリでした。記憶に残る昭和58年台風10号による大災害が思い起こされますが、あの9月28日の24時間雨量は218ミリでした。こうした過去の災害から、お盆の大雨の状況を照らしたとき、場合によっては大災害のおそれと十分考えられる危険性があったと分析します。

気象庁が発表した気象警報は、大雨洪水警報と土砂災害警報でした。これによって、村は避難所を2か所、中央公民館と西洗馬公民館に開設しました。今年3月に見直した防災計画では、避難所運営マニュアルを新たに策定し、早速その手順に従って対応し、結果、複数の村民が避難所を使ってよかったと思います。

今回の大雨による影響などを改めて振り返り、今後の対応を考えたとき、2つの警報が発表されるさなかに大地震が発生した場合、村民生活の安心・安全はしっかり対応できているのか疑問を持ちました。

質問時間に制約があるため、見過ごせない重要な2つの課題に絞って、いかに災害が起きる前の準備が整えられるかという視点で、早急な対応を求めたく、以下質問します。

課題の1つは指定避難所、2つ目はため池です。

初めに、1つ目の課題、指定避難所です。

3月改定した村の地域防災計画によると、今回のような風水害の場合、鎖川を境に右岸と左岸に各1か所ずつ、職員を配置した避難所を開設することにしています。中央公民館と西洗馬公民館です。

村は、この2か所以外に、避難生活できる指定避難所を区単位で対応できるよう13か所決めてありますが、災害の種類によっては避難できない場所があります。その場所は、鎖川で洪水被害が起きるときは福祉避難所のかたくりの里、土砂災害は緑の体験館、スキー場カルテットホール、針尾集落センター、地震の災害は西洗馬公民館です。したがって、全ての災

害に対応できる指定避難所は、鎖川左岸は9か所、右岸は旧おひさま保育園のみです。

収容人数で比較すると、左岸は3,278人、右岸は161人で、非常に大きな偏りがあります。その上、旧おひさま保育園は村営住宅建設の計画があり、この9月議会に建設に向けた保育園解体費4,750万円が提案されており、今年度にも避難所として使えなくなる可能性があります。

こうした状況から、災害の種類によって使えない避難所が右岸に集中し、土砂災害と地震災害がダブルで発生すると、指定避難所は右岸に1か所もありません。左岸は、中央公民館をはじめ、トレーニングセンターなど公共施設が充実しており、いかなる災害にも対応が可能ですが、右岸はあまりにも乏しく、災害時における鎖川右岸村民の避難生活の安心・安全の格差に大きな偏りを覚えます。

昨今の全国の災害状況を見たとき、こうした現状を早急に解消する必要性を強く感じ、可能なら、防災会単位で指定避難所の整備を公共事業として取り組むことを望みます。具体的に提案するのは、入三、針尾、そして西洗馬の3か所の指定避難所です。

村長の見解はいかがでしょうか。

次の課題は、ため池です。

8月14日の大雨で、私の地元にある小和田の堤は満水となりました。あの状態で大規模地震に見舞われたら、決壊による浸水家屋は十分あり得ると容易に想像できました。

ところで、村の地域防災計画によると、村内にため池は9か所あります、そのうち3か所、芦ノ池、曾倉沢堤、滝ヶ入の池は防災重点ため池となっております。ため池について、農林水産省は、平成30年7月豪雨を踏まえた今後のため池対策の進め方の概要を公表しており、防災重点ため池は、国が示す新たな選定基準により再選定できることになりました。

防災重点ため池とは、県知事が指定するもので、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設などが存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のことを指し、貯水量に応じた民家までの距離など、具体的な選定基準を示しています、防災重点ため池は、耐震や豪雨などの補強対策をはじめ、利用していないため池は統廃合や、需要に応じた容量を縮小することも可能で、国や県の財源を充てながら、ため池としての適切な維持や補強に向けた対策が可能となります。

国が示した新たな基準に照らした場合、現在選定している3か所以外の6か所の中に、防災重点ため池に該当するものが多々あると考えますが、見解はいかがでしょうか。早急に見直す必要について、どのようにお考えでしょうか。また、これら防災重点ため池の防災対策

について、どのような方針をお持ちでしょうか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、私のほうから、①の指定避難所についてお答えいたします。

お盆の長雨は、大災害の一步手前で踏みとどまりまして、幸いにも人家における被害が出なかったと言えます。これは幸いなことでした。

今年の総合防災訓練、これで計画した訓練は、まさしく今回の長雨で実践をいたしました。西洗馬公民館は耐震性がありませんから、想定でも大雨による避難でした。ここで浮き彫りになった、または再確認できた問題点を、次の防災計画に生かしていくことが重要と思います。

その一つに、議員ご指摘の鎖川右岸・左岸の防災機能のアンバランスが挙げられます。以前から指摘されてきましたが、右岸に核となる避難所がないということでもあります。

頼りであった西洗馬公民館が、これは地震の際には使えません。右岸に避難所を含む防災拠点を早急に整備する必要を感じております。この件に関しましては、次に第6回目の区長会が開かれますので、そのときの議題にも挙げてあります。

そういったことで、右岸には避難所がないということでもあります。早急に整備をする必要を感じておりますので、よろしく願いいたします。

取りあえず、①の件はそういったことでもあります。

②はお願いします。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、塩原智恵美議員の防災対策、ため池につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

防災重点ため池の認定では、議員おっしゃるとおり、県により、村内の9か所あるため池の決壊による浸水想定を指定基準に照らし合わせ、令和元年5月に曾倉沢ため池、芦ノ池、滝ヶ入の3か所が認定されております。県による防災重点ため池の再認定につきましては、今年度も県からの調査がありますので、認定になっていない6か所のため池につきまして、国・県の基準に照らし合わせ、協議を進めていきたいと考えておりますので、お願いいたし

ます。

また、防災対策につきましては、今年5月に、昨年度作成しました3か所のハザードマップを浸水想定地域の方々に配布をさせていただいております。また、村ホームページにも掲載しております。日頃の点検、維持管理は、ため池管理者の古見区、上組地区にお願いし、異変などがあった場合は直ちに役場担当者へご連絡いただくといった体制を取っておりますので、お願いいたします。

また、防災重点ため池の地震対策耐性評価を、令和5年から2年に1か所ずつ行う計画でございます。この調査は、ため池の耐震性を評価するもので、改修が必要な場合は改修計画を策定する予定です。

また、曾倉沢ため池につきましては、老朽化も進み、管理者の古見区より、その必要性について意見をいただいておりますので、廃止も含め、今後検討してまいります。

防災重点ため池の劣化評価、地震・豪雨耐性評価に基づき、防災工事等、推進計画を策定し、防災対策工事を進めていく予定であります。この中で、優先度が高いのが芦ノ池になりますので、芦ノ池は県のほうが主になって、耐震工事等進めていく予定になっておりますので、申し添えます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） ただいま、右岸の防災対策については、区長会で検討するという村長のご答弁でございました。

村長の答弁の中に少し、もう少し言いたいなというようなことをちょっと感じ取ったんですね。村長は、たしか今回公約で、西洗馬公民館の関係について、大きな思いを持っていらっしゃると思うんですね。そのことも含めて、もしお考えがあるようでしたら、ちょっとその辺をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 話せば長くなるものですから、簡単に言います。

今、議員おっしゃられるとおり、ここで緊急防災・減災事業が5年間、今年から延長されました、国の方針として。そういったこともありまして、今まで中山間総合整備事業で、西洗馬地区に右岸のほうの住民のための活性化施設という形で、一つ公共施設を造ろうという

ことが進んでおりました。それと、今、西洗馬公民館が老朽化のために使えないということで、右岸の活性化施設と西洗馬公民館と抱き合わせた形で事業が推進すればいいんじゃないかということで、地元の皆さんともいろいろ協議をしてまいりました。

しかし、いろいろ活性化施設を研究する中で、非常に荷が重い、例えばそこでは、定期的に住民たちが料理教室を開いたり、何とかをすとか、いろいろ非常に制約が多いものですから、どうするかということで長年、二、三年、そういった検討がされてきていたわけです。

ここで去年、緊急防災・減災事業の延長ということが決まりましたので、それが応用できないかということで今考えておまして、今議員ご指摘のとおり、鎖川右岸のほうには防災拠点ゼロであるということからして、早急にそういった防災センター的な機能を持った、避難所を持ち合わせた施設を村として造りたいと思います。今まで活性化施設として研究してきたことは、西洗馬公民館と抱き合わせの事業だったものですから、非常に事が進みませんでした。これは当然のこと、地区の合意も必要ですし、地区が、じゃどうやってお金を出すんだというような非常に複雑な話になります。

ただ、村としても、今のこの近年の自然災害を見ると、そういった施設をずっと長期に待っておられないものですから、村独自として、そういった公共施設、防災センターを造ろうということで、今、下準備を始めております。ただ、これはまだ、幾らかかるかも分からないし、詳細はこれから、練り上がったところで、また皆様にお諮りをしたいと思いますが、そういったことで防災センター施設を造ろうということで、中組バイパスにこの間、今年ですかね、第5分団の詰所が完成しましたので、あの隣辺りが非常に有力な土地ではないかというふうに思っています。

それで、先ほどの活性化施設と西洗馬公民館と合作した検討会議というのがありましたけれども、今回はそれは一切なしです。何しろ緊急防災センターを造って、まずは造って、そして、西洗馬公民館がいよいよ使えなくなったときには併設した形で、少し広く、例えば、もう一間足りないから造るだとか、そういうようなことが考えられるんじゃないかというふうには思っておりますが、今回は西洗馬公民館とは切り離れた形で、考え方を切り離して、防災センターを造りたいなという今思いでございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 非常に踏み込んだ村長のご答弁をいただきました。

いずれにいたしましても、私も西洗馬の建設委員のメンバーでありました。これまで何回も地元の建設委員会では、このことについては話し合いを進めてきました。今、西洗馬の建設委員会で受け止めているのは、県営の中山間総合整備事業で、活性化施設を造るということで公民館事業を今受け入れております。今、地元の建設委員会はですね。

今の村長のご答弁のことを今後、区長会等でその方向性を示し、その中である方向が出た場合ですが、その場合は、西洗馬の建設委員は今、中山間の中に、全員がその思いの中におりますので、しかるべきときに地元の建設委員会へ、村から説明をいただきたいというふうに思います。

それから、あとは入三と針尾です。ここにつきましては、今回、村の防災計画では、何かがあったときは西洗馬公民館へという内容になっております。ただ、入三、針尾、ここは、この間の老人福祉計画で私も見ましたが、高齢化が一番進んでいます。その人たちに災害が起きたときに、どうやって西洗馬公民館までたどり着くんだということが、現実的な問題で起きてくると思いますね。

私が提案したのは、そのエリアにおける、西洗馬と同じような考え方の、規模とかいろんなことありますけれども、あるいは、あそこのエリアが土砂災害警戒区域という、非常に地形の厳しいところに実はいっぱい引っかかっております。でも、そういったことも考慮に入れて、やはりそのエリアに、そういった指定避難所に足る機能を備えた施設整備というものを、やっぱり村も考えていく必要あるんじゃないかというふうに思うわけなんです。それも含めて、区長会の中でしっかりと検討いただいて、その地域の皆さんの安全を確保していただきたいというふうに思うところです。

それで、村長にちょっとお尋ねしたいんですけども、その会議のメンバーに、実は地元の方で、針尾、入三のほうの地元の方で、災害に精通した知見を備えた方がいらっしゃいます。たしか今日も、茅野市の災害の現場へ行っているというようなこともちょっと聞きましたが、そういう災害が起きた現場を何回も踏査し、信大の災害の関係をやっている教授と一緒に動いている方がいるんですね。そういった知見、専門の知見を持っていますので、そういった方をその区長会の中の会議に同席いただいて、その地域の関係のことについて一緒に検討していただくという、そんなちょっとご提案したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほどは、西洗馬のほうの防災拠点センター的な話をしましたけれども、区長会では、やはり今議員のご指摘の針尾、それと、入三といっても、また鎖川でこうなっちゃいますから、大石原になりますよね、右岸は。向こうのほうでも、そういった防災拠点が必要じゃないかという、多分話も出ると思いますので、総合的にどのようにしていったらいいかというの方向づけは、皆さんの意見を聞きたいと思います。

それと、ただいまの専門家の方ですけれども、私はちょっと存じ上げておりませんので、今後機会があれば、そういった専門の方のご意見も頂戴していきたいと思いますので、今度の区長会にはすぐにお呼びするということはやめたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） おっしゃるとおりだと思います。しかるべきときに、こういった人材を加えて、ぜひ私のほうでご案内、またしたいと思いますので、そういった知見を取り入れた会議を、効率的に効果的にやっぱり内容を持っていくために、ぜひお願いしたいと思います。

では、この関係につきましては、地域防災計画の中でもしっかりと、何でも対応できる、何の災害でも対応できる施設整備を進めるというふうに、村の地域防災計画にありますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、ため池です。

先ほど課長の答弁でお話を伺いました。ちょっと紹介を兼ねながら、お考えを伺いたと思いますので、よろしくお願いいたします。

国は防災重点ため池について、国土強靱化基本計画に位置づけています。もう国の強靱化の計画なしには、うちの重点防災ため池は語れませんので、ちょっとそのところを踏まえてということですね。

国がそういった計画に位置づけていることによって、県は平成30年以降毎年、県下77市町村に、国が定めた新たな基準に基づく再調査を依頼してきています。その結果、松本地域振興局管内では、当初申請時、これは平成30年だったんですが、そのとき15か所だった防災重点ため池は、翌年の令和元年は139か所と10倍近く増加しました。昨年10月も県農政部農地整備課から、防災重点ため池再選定の実施要領を示して、村に通知しております。しかし、

朝日村からは追加申請はなかったそうです。

平成30年当初申請した芦ノ池、曾倉沢のため池、滝ヶ入の池、この3か所を指定したまま、現在に至っております。村はこれまで、県の通知をどう処理していたのでしょうか。防災重点ため池指定の遅れが対策の遅れに影響し、ひいては地域の安全が脅かされます。

私は、県が通知した新たな基準で6か所を照らしてみました。新たな基準は4項目あります。このうち1項目でも該当すれば、防災重点ため池に指定できるとしております。照らした結果は、6か所のうち、原新田堤以外の5か所のため池については、2つの基準に該当しておりました。上組の桐野池と池ノ入、三ヶ組の小和田の堤、桂入の堤、和方の堤ですが、これら5か所は、ハザードマップを見ると、全て土砂災害警戒区域と特別警戒区域に存在しています。この区域に存在していることが一つの基準なんですね。

2つ目の基準ですが、貯水量がいずれも1,000立米以上です。そのため池から500メートル以内に家屋が存在しています。これがもう一つの基準です。これらに全て合致しているわけなんですね。

もう一つ、原新田ですが、貯水量は2万立米で、村内では芦ノ池に次ぐ規模で、500メートル以内に公共施設、これは松本市水道局の今井配水池があります。これがもう一つの基準なんです。したがって、6か所のため池は全部、防災重点ため池に該当すると思われま

す。私がこれからちょっと申し上げたいのは、指定に遅れていると思うんですね。平成30年以降、見直しをかけているのに報告が上がっていないから、県は指定してこなかったんです。これは調査して分かりました。追加申請を早速、今年多分調査が来ると思います。県に提出して、防災重点ため池の指定を受けていただきたいと、これを強く願います。

この理由なんですけれども、先ほど課長が説明しました、県の指定を受けることによって、当面の防災対策、ハザードマップですね、これが国費100%でできるわけなんです。実はハザードマップなんですけど、ちょっと私の情報、聞いたところによりますと、令和4年度で終了の予定という情報があります。でありますので、財源のあるうちにハザードマップを作って、住民へ周知していただきたいと思うわけなんです。

6か所のため池について、指定のめどと、今私が基準を照らして、全部相当するよというお話しさせていただきましたが、該当するといってお話しさせてもらいましたが、そういうことで、ぜひ村から、松本地域振興局だと思いますが、そこへ申請を上げ、令和4年度で終わるハザードマップ100%の財源ありますので、その作成の方向へ位置づけていた

だけるようお願いしたいと思いますが、その可能性についてのお答えをひとつお願いいたします。

時間が迫っておりますので、あと2つ、ちょっとお願いしたいと思いますが、三ヶ組に薬師の池があります。これが今、ため池のリストに載っておりません。それで、もしかしたら、どんな理由があったか私は分かりませんが、村内にため池漏れが、もしかしたらあるかもしれません。新しく基準が変わったこともありますので、そういった基準のことをよく理解いただいて、もう一回全体の調査をして、本当にしかるべき対応ができるような対策を取っていただきたいと思いますので、その再調査の意向があるかどうか、そのところが1点です。

もう一点、防災重点ため池に指定されたら、やっぱり対策が、先ほど課長説明がありました、計画を立てて対策を講じていくということですね。今回の監査報告の中にも、ため池の、あそこは曾倉のため池ですね、あそのところは廃止していただきたいみたいな記事が、意見がございました。そのことも含めて、全て防災重点ため池は、国の大きな財源ですね、8割から9割あります。それを使って、早急に対応策、計画をつくって対応していただきたいというふうに思うんです。

結局、スケジュールはお持ちかどうか分かりませんが、その辺のところのご答弁をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） お恥ずかしい話ですが、調査をしていただいて、ありがとうございます。我々も、ずっと3か所ということで来ていたものですから、それ以上のことは調査しておりませんし、今まで検討もしてこなかったということが実情でありますので、これからその申請が間に合うかどうかという、もう一回の再申請と、それと、ほかにもあるんじゃないかという再調査、それと、例の曾倉の池は全然不必要だということが本当に最近分かりましたので、その辺もどうするか、今後取組を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 全て村長から前向きのご答弁をいただきましたので、ここで最後、

ちょっとまとめたいと思います。

理解をもう一つ進めていただくために、ちょっとご案内したいと思います。

国は昨年、防災重点ため池の防災工事等を推進するための法律をつくりました、昨年つくりました。この法律は、同じ年の10月1日から施行され、効力を失うのは令和13年3月31日、令和12年度で効力を失います。村が仕事を進めるのは、この法律に基づくものと考えます。この法律は、平成30年7月豪雨による被害を踏まえたものですが、防災工事をするためには、財政支援や技術者支援が必要という地方公共団体の声が多く寄せられたことから、工事等を集中的に計画的に推進することを目的に制定されたものです。

そこで、国は昨年12月、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を取りまとめ、重点的・集中的に対策を講ずることとしました。このための予算も組み、令和7年までの計画で事業の前倒しを含め、今年よりスタートを切っております。

先ほど、防災重点ため池、課長のほうから、こういう計画になっていますというスケジュールのような説明がありましたが、前倒しも含めて、加速化ため池という、ため池の加速対策ということで国は方針を示しております。国の政策も予算も、全国で災害が起きるたびに拡大したり、場合によっては縮小するものもあり、毎年変化しており、目が離せません。国家予算、これがこれからまとまる時期となります。こうした国の情報を取るべきときに早く取り、村の防災対策や国土強靱化計画に生かしていただくことを切に希望します。

指定後は、防災重点ため池に県から指定された後は、とにかくため池の受益者と、どういう方向にするかという協議をしっかりとさせていただいて、地元はとても期待しておりますので、その期待に応える取組としていただくことを申し添えまして、私の一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時24分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会9月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和3年9月17日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決
(追加付議案件)
- 第6 発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について
- 第7 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第8 議案提案説明
- 第9 議案内容説明
- 第10 発議第3号及び発議第4号の質疑、討論、採決
- 第11 議員派遣について
- 第12 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 上 條 俊 策 君 | 2番 | 高 橋 良 二 君 |
| 3番 | 清 沢 正 毅 君 | 5番 | 高 橋 廣 美 君 |
| 6番 | 林 邦 宏 君 | 7番 | 中 村 文 映 君 |
| 8番 | 齊 藤 勝 則 君 | 9番 | 上 條 昭 三 君 |
| 10番 | 塩 原 智 恵 美 君 | 11番 | 北 村 直 樹 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	小池貴浩君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	塩原康視君
企画財政課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條浩充君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦 宏 議員

7番 中 村 文 映 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

中村社会文教委員会委員長。

中村議員。

〔社会文教委員長 中村文映君登壇〕

○社会文教委員長（中村文映君） 本委員会に付託された要請1件を審査した結果、次のように決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は、9月13日に開催し、慎重に審査した結果、要請第1号 貴議会における「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること」の議員提案の要請の採択を求める要請につきましては、採択すべきものと決定いたしました。

審査の主な経過を申し上げますと、要請の内容につき審査した結果、沖縄本島南部地域は去る沖縄戦で多くの住民や兵士が犠牲となり、その遺骨も残っている地域であり、現在も収骨が行われている。本地域が辺野古新基地建設の埋め立て用土砂採取地として指定され、戦没者遺骨の混入した土砂が埋め立てに使用されるのではと危惧されている。辺野古基地建設の賛否ではなく、人道的な見地から要請の必要があると認め、全会一致で採択されたものです。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、意見書を関係機関に送るための議案を本日提出したいと思っております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

要請第1号 貴議会における「人道的見地から沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること」の議員提案の要請について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから要請第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、要請第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第5、承認第6号から承認第9号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

次に、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

次に、議案第43号 朝日村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 朝日村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

塩原智恵美議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 議案第46号 朝日村一般補正予算（第5号）、企画財政課担当の旧おひさま保育園解体関係の事業費について質問いたします。

このことについて議会が承知しているのは、5月27日、全員協議会での村からの説明です。内容は、村営住宅建設計画として4つのパターンの住宅建設計画です。その後、毎月定例の全協が開催されましたが、これまで、その後の詳細は説明されることなく、今日に至っております。

一方で、村は8月17日付文書で、おひさま保育園近隣の住民に、住宅建設計画の事業説明

会を8月25日に開くという文書を出しております。そこには、住宅建設という方向性をお示しできることとなりました、こういう一文があります。

その後、8月27日付文書で、コロナ警戒レベルが下がったら説明会を開くとして、住宅計画の図面案と旧おひさま保育園の方向性について村の考えを記した文書、そして、村の計画について意見を求める用紙を添付して発送しました。この文書の中で、保育園解体について詳細があり、取壊し費用は4,500万円、解体時期を10月とする内容が記されております。

保育園解体は、この9月議会の議案で、まだ議決されておられません。なぜこうした文書が出せるのか。さらに、関係住民に配布した住宅の図面と区長、地区長の図面、議会に説明した図面は全部違うもので、理解に苦しみます。こんなことがあっていいのでしょうか。

また、8月17日付文書にある、住宅建設という方向性をお示しできることになったという、この一文はなぜ書けるのか。方向が整うとは、どのタイミングと考えておいでのことか。これを受け取った村民は、議会と十分協議したものと受け止めたと言っておりました。また、別の住民からは、住宅建設ありきで説明会をするのはいかななものかといった声もありました。村が仕事を進める上で最も大事な部分が欠けていると感じます。

以下、質問します。

なお、答弁者を指名させていただきます。

村は、議会への説明責任をどう捉えているか。また、議決前の重要事項に触れる文書を村民に配布した行為について説明を求めます。これは村長、お願いいたします。

次は、村営住宅を旧おひさま保育園に建設するという構想は、いつ発生し、どういうメンバーで検討し、結論に至ったのか、経過説明を求めます。企画財政課長、お願いします。

旧おひさま保育園解体は、実施計画に存在しておられません。したがって、当初予算に組み入れず、この9月補正として提案されました。ここで改めて説明を求めるのは、実施計画、当初予算、補正予算、それぞれにルールがあると認識しております。説明をお願いいたします。企画財政課長、お願いします。

最後は、副村長にお願いします。今回の一連の村の対応、この中身は、議会の説明責任、実施計画、補正予算の取扱い、住民への説明の資料を含む一連のやり方ですね、これについて、どのように捉えていらっしゃるのか。また、同じ地方公共団体としての県行政は、こうした事例をどのように処理するのか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今の塩原議員の質問に対して、私のほうからお答えいたします。

まず最初の議会への説明責任をどう捉えているかということでもあります。

旧おひさま保育園を今後どのようにしていったらいいのか、今までの経過は塩原議員も百も承知と思います。あさひ保育園が立ち上がり、旧おひさま保育園が閉じて6年が経過しました。その間、旧おひさま保育園をどのようにしたらよいか、その活用法を検討したり、地元地区に活用法を伺ったりしてまいりました。

例えば、西洗馬区の公民館ではどうか、向陽台団地の集会所施設にはどうか、または、第三者に売却はどうしたらいいものか。また、6,000万円ほどかけて、あそこを活用できるというような改築計画も立ったこともあります。そのほか、一般企業住宅にも、団地開発等の投げかけもしてまいりました。様々な取組を今までしてきましたが、全てが実現できずに、今日に至っております。

私も、村長になった令和元年6月定例会より、議案提案説明の前段でいろいろ、これから紹介しますが、情報発信をしてまいりました。

ここで、発言要旨を確認いたします。

令和元年6月定例会、これは私が村長になって初めての定例会でございますが、そのときに、村で空いている公共施設の精査を今後していくという中で、旧おひさま保育園の活用法はそれまでも二転三転しておりましたが、売却も含めて検討したらどうかというようなことも提案し、令和元年9月の定例会では、各地の公営住宅を私も数か所視察してまいりました。そういったことも踏まえて、村営住宅の建て直しと、旧おひさま保育園の跡地利用として村営住宅が可能か、今後検討していくということを述べております。

令和2年3月の定例会では、朝日村住宅施策の組み直しが必要であるということで、各地区へ、村営住宅の整備、老朽化した村営住宅の建て替え等、そういったことも考えているということを提案し、旧おひさま保育園は方向づけが定まらず現在に至っているが、住宅開発が適当、地域住民と協議をして計画を立てていきますという答弁というか、提案説明で話をしております。

そして、これは今年になってからですが、令和3年3月定例会では、厳しい財政が予測されるので、これはコロナであります、有利な財源確保を検討していくために当初予算には

組まないということで、旧役場庁舎と旧おひさま保育園を予算から外しております。一方、人口維持対策として住居の確保が急務な課題であり、次の住宅施策の検討に入るということで、一方では検討に入るといふことも述べております。

そして、今回の9月定例会、今議会であります、ここで、おひさま保育園の解体と公営住宅の建設の準備に入ったといふことをお話をしました。これは、社会資本整備総合交付金の活用、これは2分の1の補助がございますが、そのめどがついたからであります。旧役場庁舎の解体も、そういった基金の公的な補助がめどがついて、皆様にもお諮りをしております。同じことでもあります。

このように長期にわたり検討してまいりましたが、土地は村の土地でありますので、村営の住宅の建設が最適であろうという判断をしたわけであり、そして、かねてより、そういったことに向けての下準備をしてまいりました。

やっと補助金のめどもつき、たたき台もできましたので、まずは議員の皆様にご同意を得るため、5月の全員協議会で企画説明を行いました。その席でも、またその後の全協でも、議員の皆様からの反対意見もなく経過しましたから、議会の同意の下、次のステップである地元への説明会という運びになったと私は思っております。

その間、コロナのこともありまして、説明会が延びたりしましたけれども、もうちょっとして、説明会を再度開催していくという、今運びになっております。

そういったことでもあります。説明責任をどう捉えているか。

次のご質問の議決前の重要事項に触れる文書を村民に配布した行為についての説明をというくだりがありますが、この件に関しましては、村行政といたしましては、まずは地元住民の理解の下、事業を進めることが一番重要であります。なるべく正確で最新の情報を提供することは、当然の行為と思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、村営住宅を旧おひさま保育園に建設するという構想、いつ発生し、どういうメンバーで検討し、結論に至ったかの説明を求めるといふことでございます。

この定住促進住宅の整備につきましては、令和元年策定をいたしました第6次総合計画の中で、移住・定住のための住宅の確保として検討することとしておりましたので、昨年、庁

内で新たに設置をしました企画会議において検討を行ってまいりました。

メンバーにつきましては、理事者3名、それと企画財政課、建設環境課のそれぞれの担当
者で構成をいたしました。

昨年は、9月21日、10月5日、12月25日の会議で検討を行い、特定地域優良賃貸住宅の事
業を実施していく方向で調整を行ってまいりました。この特定地域優良賃貸住宅の国庫交付
金事業を受けるためには、村の計画書へ登載が必要であったため、本年3月に策定されまし
た朝日村公営住宅等長寿命化計画に公営住宅事業の新規整備事業として、そこへ、戸数及び
構造は未定となっておりますけれども、令和4年以降に地域優良賃貸住宅として建設をして
いくということで計画に盛り込まれております。

建設地は、備考欄に村有地を予定するというように記載をしてございまして、この長寿命
化計画につきましては、議会の皆様にもご説明をして、3月末に計画書が策定されている状
況でございます。

策定されました計画書でございますけれども、3月末にこの計画書が策定されたことを受
けまして、そこで国庫補助事業が行えるようになったということで、早速4月21日の企画会
議におきまして、具体的に旧おひさま保育園跡地へ地域優良賃貸住宅を整備していく方針を
固めたところでございます。

先ほど村長からもございましたけれども、地域優良賃貸住宅の建設事業につきましては、
国の社会資本総合整備交付金が最大50%受けられるということでございますけれども、建設
用地につきましては交付金の対象外となることで、新たな場所に建設するためには、用地費、
それから造成費、新たな進入路等の整備費用が村の単独費として必要となるため、村有地の
利活用を含めて、旧おひさま保育園の跡地に建設をすることとしたものでございます。

その後、6月の概算要望に手を挙げれば、次年度の建設事業が可能ということで、5月27
日の議会全員協議会で説明をさせていただき、その際、来年度実施するようになれば、おひ
さま保育園とプールを年内に取り壊したい旨も説明をさせていただいたところでございます。

この計画でございますけれども、事業実施に取り組んだ背景でございますけれども、一つ
は人口の減少でございます。朝日村の人口は、隣接する松本市、塩尻市、山形村に比べ、約
3倍以上のスピードで人口減少が進むこととされております。

第6次総合計画の際に行った20代から40代の若い世代のアンケートでは、現在より人口が
増加するよう村は努力すべきとする回答が27.9%、現在の人口を維持すべきとするものが
21.4%、人口の減少を少しでも緩やかにすべきとする回答が13.9%ということで、人口減少

に対応したむらづくりを進めるという30.3%に比べて、人口を維持してほしいという村民の希望が63.2%ございます。

そういったことから、第6次総合計画のときに策定しました人口ビジョンにつきましても、移住・定住、子育て、それぞれの支援策を行いながら、チャレンジ目標ということで人口を維持していくという計画にしております。この移住・定住事業については、村の重要課題として取り組んできているものでございます。

また、国勢調査でございますけれども、昨年実施されました国勢調査につきましては、4,279人になるということで、前回の国調から183人減少するものでございます。その前の国勢調査につきましては、約280名減少しておりましたので、約100人くらい、今回の国勢調査では、人口が減少しなくて済んだというような状況でございます。

ただ、ここ数年の村の転入・転出、いわゆる社会増減を見ますと、これまでの5年間は約10名の減、転入より転出のほうが10名、5年間で多かったということで、年平均約2名の減でございました。それが昨年の社会増減は、1年間で49名の減少となっております。これまでは年間2名のところだったものが、昨年1年間で49名、社会増減で減少している、そういった背景がございました。

また、村内の住民の方から聞く声の中に、将来的には家を建てたいが、一時的には村内の借家で暮らしたい。また、子供が結婚したので、一時的に家から出てアパート暮らしをさせたいということで、先般も、村内に賃貸住宅はないかというお問合せがございました。

また、今回、同時に補正予算を組ませていただいておりますテレワーク交付金等でございますけれども、この事業につきましては、地方移住の推進を行う事業になっております。コロナ禍を契機に、地方移住を検討する都市住民が増加しているということで、こういった地方移住に合わせた住まいの確保も必要だろうということが背景にございます。

特に現在、観光等で交流人口の拡大、また新規就農者の呼び込み等を行っているわけでございますけれども、地域おこし協力隊も含めて、いろんな事業展開しているのに、住む住宅がないというのが実情でございます。そういった背景を基に、急遽、村営住宅の建設ということで取り組むことになりましたので、お願いしたいと思います。

続きまして、旧おひさま保育園解体の実施計画は存在しておりません。したがって、当初予算には生まれず、9月補正予算として提案されました。ここで改めて説明を求めるのは、実施計画、当初予算、補正予算、それぞれのルールの認識ということでございます。

これにつきましてでございますけれども、実施計画につきましては、総合計画の基本計画

で定められております施策目標を達成するために、こういった事務事業に取り組むかを明らかにしているものでございます。予算編成のために事前に策定をするものではないということで、実施計画は予算項目ごとではなく、総合計画の体系、施策の体系ごとにまとめられているものでございます。また、行政が策定して公表いたしますが、議会の承認は必要ないものとなっております。

実施計画ですけれども、当初予算との整合性は図りますけれども、実施計画につきましては11月に調整をいたしております。2月の予算編成の時期的なずれもありまして、実施計画の策定後の事由によりまして、当初予算に計上されるものもございます。また、逆に、実施計画にはございますけれども、当初予算に計上されないものも出てきております。

続きまして、当初予算でございますけれども、当初予算は言うまでもなく、1会計年度を通じて定められる基本的な予算、毎会計年度ごと予算を調整し、年度開始前に議会の議決を経なければならないことにされています。

また、補正予算でございますけれども、こちらは地方自治法の中に、「普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。」とされております。今回のテレワーク交付金の事業も、当初予算編成後の事由により補正を行わせていただいております。

また、今回の公営住宅の関係事業費につきましても、当初予算編成後、3月末に策定されました公営住宅等長寿命化計画の中に掲載をすることで補助事業に取り組めることになったということで、その後、村としても早急に進めたい事項として、旧おひさま保育園の取壊しを計上させてもらったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 旧おひさま保育園の解体事業費に係る一連の村の対応ということについて、私からお答え申し上げます。一部、今の村長、それから企画財政課長の説明とも重なりますが、よろしくお願ひいたします。

まず、議会への説明責任についてですが、村と県では、二元代表制という点では同じではあるんですけれども、ご承知のとおり、県議会には全員協議会というものはありませんし、人数も56名もの多くの議員がいらっしやって、6つの常任委員会で構成されているなど、村

とは大きく事情が異なります。議員への説明方法やそのタイミングについては、案件によって様々であって、これと確立したルールがあるものではありません。一概に、どのようにしたら正しいかというふうにいうことは難しいですので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、実施計画についてですが、これは県には当てはまるものはありません。ですので、単純に比較はできません。村の実施計画は議決事項ではなく、執行部側で毎年ローリングをかけながら、第6次の総合計画をきちんと推進していくためのものであります。計画策定後に状況の変化などがあって、場合によっては計画どおりにならないこともやむを得ないものと捉えています。

次に、補正予算につきましては、県におきましては、原則として必要最低限のものにすべきだと私は認識してきました。ただ、町村のように、住民に最も身近で密着した自治体においては、いささか事情が異なってもいいのではないかと感じています。

当初予算は、言うまでもなく大前提となるものですが、編成後に発生した事象に対して臨機応変に、住民の安全確保ですとか住民の声にお応えする補正予算を組んで速やかに対応する、そうしたことは、むしろプラスの面が大きいと思っております、村ならではの小回りの利く利点ではないかと思っております。

今回の案件ですが、旧おひさま保育園の跡利用については、さきの説明のとおり、数年間にわたって地元を交えて検討されてきたものの、妙案がなかったと承知しております。つまり、ある程度の議論は尽くされてきたと捉えております。また、昨年度には、アスベストが含有されているというような調査結果も出まして、現施設を改修して再利用すること、それから、この先長く放っておくことも支障があるということが分かってきました。

一方、村としては、村長の説明のとおり、移住者や若者を受け入れる住宅整備が喫緊の課題でありましたので、こうした状況を総合的に考えて、財源の見通しも立ったことから、一刻も早く解体して住宅建設をというふう考えたところです。

そこで、5月の全員協議会で、住宅建設という跡利用の方向性をお示ししまして、併せて今後のスケジュールもご説明しました。6月の国補助金の概算要望に手を挙げ、保育園取壊し費用については9月補正に計上したいというふうに説明をいたしました。その際、特に異論も出ず、私としては、住宅建設の大筋についてはご理解いただいたものと受け止めています。

ただし、住宅の形態については、4パターンをそのときお示しただけで、どのようなものに整備するかどうかは、これから地元住民を交えて、含めての検討事項であるとした

ものであります。であるからこそ、先日、次のステップとして、地元住民に跡利用案をお示しし、そこでの住宅建設案というのは、あくまでたたき台でありましたが、全協や区長、地区長会での資料とは表現が異なる点がありまして、そのことによって、もし混乱や誤解を招いているということであれば、その点は率直に反省しなくてはならないと思っています。

私としては、様々な段階を踏んで、今回の案件はようやくここまで来た、そういう思いであります。取壊しの補正予算が今議会で認められましたら、次は来年度予算に住宅の建設事業費、こういうものをお願いしていきたいと、そのようにして一步一步進めていきたいと考えています。もちろんそれまでには、地元住民をはじめ、議会の皆様に十分にご説明をし、議論いただきながら具体案をつくっていききたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 村長は、説明責任と議決前の文書の扱いについて、当然の行為だということでありました。副村長は、その関係につきましては、反省すべき点は反省する点があると、ここはちょっと相違点だと。

ただ、村長は3年前までは議員でした。その議員のときに、村が公表するタイミングの話はよくご存じのはずです。公表するタイミングです。議会が気づき知らない内容を、地区長会なり地元へ出している図面が違っている、その内容は議会は全く知らないこと。そのことは、これもう村民に出せば公表です。全く問題ないと、当然の行為だとおっしゃいましたが、議員のときに、そのところはしっかり指摘をして、村長が謝ったという経緯があります。

承知のはずですよ、村長。これはイロハのイです。大変僭越ですが、厳しい言葉を言いますが、議会が知らないことを外に出すときは、全て議決が調ってからです。私、タイミングはいつかと聞いたんですけれども、大事なところはそこなんです。それを平然として、当然だなんておっしゃっているということは、前議員をされた村長とも思えない言動だと私は思います。

それから、内部の会議です。内部の会議は三役と、それから企画と建設とおっしゃいましたよね。このおひさま保育園の管理はどこの部署ですか。管財でしょう。何でそこに管財の担当課長が入っていないんですか。もっと言わせてもらうなら、これだけ人口移動が、朝日

村の人口が減っているというのは朝日村全体の課題です。であるなら、経営会議の中で、全員で知恵を絞って、本当にどうするのが最もいいのかというところを何でやらなかったんでしょうかね。村が議会に提案するというところは、そこはもっと大事なところだと私は思います。

実施計画の説明がありました。実施計画は今、ホームページにアップされています。村民に公表されております。実施計画の位置づけは、毎年度の予算編成の指針となるものと書いてあります。そして、財政計画に反映したものであると。さらに、実施計画に基づいて予算編成すると。先ほど課長は、とても曖昧な説明をしました。そんなことで本当にうちの村の財政は大丈夫かと、私、申し訳ありませんが、そう思いました。

ちょっとこの後、また触れていきますけれども、課長のほうでは、これは村営住宅の長寿命化計画に一文を載せているから、だからできたんだという説明されました。計画はそれだけじゃないはずですよ。公営住宅の計画、個別施設計画が昨年できております。それから今年、行革のアクションプランもあります。その中に住まいの方針が出ています。何でそんなところに載っていないんですか。

これから本論に入ります。

9月議会開会初日、9月8日、先週ですね。そこでの全員協議会の音声を改めて確認しました。何回も聞き返しました。この中で発言した議員は複数いましたが、5月議会での説明は話を聞きおいた程度で、土地利用を認めたわけではない、こういう発言が大半でした。覚えていらっしゃるでしょうか。これに対して村長は、議会に説明した4つの案以外は決まっていないと発言されました。4つの案のままだという発言です。

しかし、村が配布した区長、地区長会の図面と地元の関係住民に配った図面はどちらも違う内容で、しかも議会が全く知らない図面です。議員の皆様にはお手元に配付してございますので、よくご覧いただきたいと思いますが、こうしたことに基づいて、3点お尋ねします。

村長は、3種類の図面が出ていることについて不自然を感じませんか。

それから、次、村長発言の4つのパターン以降、何も決まっていないというのは、何の根拠に基づいておっしゃったのでしょうか。議会の知らない7月のこうした区長の図面あるいは地区長の図面、それから8月の地元への図面、これは、村長が4つのパターン以外、何も動いていないということであれば、この図面は一体何なんのでしょうか。

私が言いたいのは、村が公表するなら、図面は一本でしょうということです。あちこち違っていたら、みんな困ります。

次です。村長は、もっとすんなりいくと思っていた、理解いただいたと思っていた、1人でも2人でも理解できない人がいるのはよくないと。その後、広場にするか人口を増やすのかと思うが、解体だけは頼むと、こう発言されております。この発言は、土地利用については、議員との8日のやり取りの中で、村長の中で思いめぐらせて、今後検討するという、土地利用を検討していくという、そういう発言と私は受け止めました。土地利用については、住宅ありきでなく、今後議会と検討していくと、そういう発言に受け止められました。この受け止めでよろしいかどうか、3点お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今ご質問の内容ですが、図面に関するという言い方されていますけれども、あれは図面でなくて説明資料です。ここにこういうイメージのものを造るパターンを、3つ、4つとあるという中で、今回、地元説明には、それをミックスした形で、大体ここに第1期としては、こういう建物を建てるというイメージでありまして、寸法を見てもよく分からないような小さなものでありますから、あれは説明のための資料だと私は捉えております。あそこにああいうものを建てたいということです。

一番最初、あそこに3棟、あの敷地に3棟の図面も用意しましたけれども、やはり年度によって違うだろうということと、3棟用意したのも、全部公営、建て売り方式でいった場合にはこうだ、または2階のアパート形式でいったらどうだ、そういうようなたたき台の案だというふうに、私は今までもずっと理解していますし、そういう説明をしてきたつもりであります。

それと、この間の広場でもどうのこうのという今の話ですけれども、あそこはいろんなことをめぐってめぐってきたエリアでありますから、防災的な土地にはそぐわない、または公民館にもならない。いろんな意味がありますから、まずは解体をして、塩原議員があそこにアパートを建てちゃいかんというのであれば、それじゃまた、みんなでもって検討すりゃいいくらいの、まだそういうことで捉えていただければと思います。

ただし、今までも村の一番の課題は何かといたら、住宅がないということでもありますから、あそこに村営住宅を建てるというのが第1案であります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 村長は説明資料だと。仮にも説明資料とは、それを受け取る側が困るような資料は、説明資料ではありません。村が出す資料ではないと思います。

これまで村は、説明資料とは、必ず方向をこういうふうにするというふうに決まったものを地元で説明し、議会とまず合意形成が必要ですが、それが調ったものを外に出すという、それは原則じゃないですか。

もし村長がその辺の認識を誤っているとすれば、これは事務方の責任だと私は思います。私、その説明は求めておりません。よくお考えになっていただきたいと思います。説明資料、仮にも村が責任を持って説明する資料、地区長会のものと地元のもの、議会は止まったまま、そんな状態で、本当にそんな扱いをされていていいのかと、そういうことなんです。

村長の今の住宅の関係の土地利用の話なんです、それは一案ということは、土地利用については検討すると、そういう受け止めをしました。土地利用については検討すると、村長は今、一案とおっしゃいましたから。一案は案ですので。私は求めておりません。一案ですから。

それで、この間の8日の音を確認したんですけれども、そこで村長は、日が経過していますから、また気持ちも変わったのかもしれませんが、そこでは明確にそういうふうにおっしゃっているんですね。だから、自分の言動には責任を持っていただきたいです。私はそれを根拠に物を言っていますので。土地利用は検討すると、そのように受け止めました。

最後の質問に入っていきます。

旧役場庁舎は、解体を含めて、利活用を全村民にアンケートをしました。役場という建物の特殊性はありましたが、村の建物は全て税金で造ったものです。したがって、村民の財産です。村民の財産は、勝手に行政が自由にできません。旧おひさま保育園も同じです。これまでさんざん、周りの人たちには聞いてきたと言っているけれども、それ以外の村民の声は聞いていないですよ。村民の財産です。この原点を基本に捉えると、どう対応するかというのは、必ずおのずと答えは分かると思います。

村と議会、村と村民の関係、そこに共通するものは、常に村民益が大前提にあると私は認識しております。村は、村民益、村民サービス向上のために計画をつくり、実行のための村民との合意をつくって、そして実行する、やっとなんか実行できるんです、そこで。必要があればいつでも見直しをする、その繰り返しをしながら、村民が満足するむらづくりをしていくものと受け止めておりますし、これまで私は、村からそうした説明を聞いております。

こうしたことから、今回の旧おひさま保育園の解体を考えたとき、予算の基となる実施計画はなく、昨年1月策定の公共施設個別計画、この中は、おひさま保育園については、計画上は解体が今年度、しかし解体費は530万円、今回の補正予算と程遠い数字ですね。利用方法は、譲渡として検討のままなんです。こうした計画の見直しもなく、村が今年つくった行革のアクションプランの中の住まいの確保の項目の中には、村営住宅建設の一文もありません。これ、数年前につくった計画なら、それもあるかもしれませんが、去年つくって、今年もつくった計画の中なんです。何でこのところにも位置づけていないんですかね。

さらに、今年の5月27日の全協での、あれは異論もなかったとおっしゃいましたが、私は、村営住宅のほかに空き家対策があるでしょうと発言してありますが、その確認はされていますか。これは異論じゃないんですか。

もう一つ、こうした全ての計画、実施計画、行革プラン、公共施設個別計画もそうです。これらは全て、村長が決めた計画なんです。そして、村民にも公表している、もっと言えば、村民と約束しているものなんです。このままで村民の理解が得られるとお考えでしょうか。

もう一点、おひさま保育園の解体費は、村営住宅建設のために補正予算で提案しているのは、村営住宅建設ありきで補正予算で提案したのは歴然としています。そういう関係の説明しておりますのでね。今後の土地利用を検討すると、私はさっき受け止めましたが、白紙に戻るのが自然だと考えます。いかがでしょうか。

もう一点です。これまで一連の村営住宅建設における、村の、村長と言っていいと思いますが、議会と村民への対応について、今、村長、改めてどんなお考えを持っておいでなのか、これを最後の質問として。今まで私とのやり取りの中で、村長のこれまでの説明文だとか、それから、議会の説明もしっかり俺は取っていたとおっしゃった、そういったことですね。あとは村民との関係ですよ。そういったこと一連含めて、村長はどのようにお考えか、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。いろいろご指摘いただいたもので、頭の中がちょっと混乱しておりますけれども、私の言いたい、または回答になればいいんですが、を述べます。

まず最初に、この間の発言で、広場にしたらどうかとか、いろいろというようなことあり

ますが、先ほど私は、第一に住宅という表現をいたしました、そこはちょっと訂正をさせていただきます、あそこは村営住宅を造るしか方向性、道はないということを、もう一回、ちょっと言い方、曖昧な部分もあったかと思いますが、そこは訂正して、村営住宅にしたいという思いをもう一回、改めて述べさせてもらいます。

ですから、白紙撤回は、申し訳ありませんが、ここ3年、4年考えてきてのことです、そういう住宅建設の方向性を白紙撤回ということは現在考えておりません。

それと、最後の一連の流れに対して、どういうことをお考えかということですが、私は常に、行政と議会は両輪、また、私が言うだけじゃなくて、皆さんが行政と議会は両輪であるべきだということをおっしゃっています。私もそのとおりに思っています、今までやってきました。

それは常に、コミュニケーションが盛んにできていけば、例えばブレーキを踏めば、両輪にブレーキがかかって真っすぐ止まる、または、アクセルを踏めば、両輪に駆動輪が伝わって真っすぐ走る。だけれども、今は、どうもブレーキ踏んでも片方だけ利いて、車の脱輪または交通事故、そういった、どうも今、状態に陥りつつあるというふうに感じております。

そこで、私として、この間から、何がどうなったのかなというふうに思いをめぐらせてきた一つが、いわゆる両輪がもっとうまく進むためにはということですね。ここの私と塩原議員のは、全く両輪が一緒に回っていませんからね。

そこで考えるのは、一つ、これは私の提案ですが、今、委員会が総務産業と社会文教、2つの委員会がございますが、それは今、請願・陳情の審査に重点を置いて活動が行われていますが、そういった委員会をもっともっと、こういった議論の場にできないかということを考えております。ですから、今後、議長とも、または議連の関係の方とも、そういった進め方がいいのか協議をしていきたいと思いますが、そういった両委員会、こういった問題をもっともむべきだろうと。

さっきも言いましたが、5月の皆さんへのあれが正式な提案でございます。おひさま保育園をどうするか、あれが正式な提案です。説明資料は、案の1、2、3、4、いろいろありましたけれども、あの提案を基に、今後そういう方向づけでいくという提案でありますから、あれが受け入れられないのであれば、そこはコミュニケーション不足、お互いの意見のすり合わせが不足していたと言わざるを得ません。ですから、今後こういうことのないように、そういった提案を申し上げたいと思っております。

何せ、ああいった資料を作るにも、担当課または担当者は本当に苦労して作っております。

ある一部の人は、心身症になりかけたというようなプレッシャーの中で、議員の皆様からいただく意見というのは、そういうプレッシャーがかなり多いと思いますので、その辺もご理解をいただけたらということで、そういった、両委員会がもう少し切磋琢磨して、将来の村がうまくいく方向をお互いに協議できるならば、両委員会をもう少し定期的を開催する、またはそれは、これからどういう開催であろうかと思えますけれども、そういったものを活用して、もっと議論を深めたいということをおもっています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原智恵美議員の質疑3回を終了しました。これで質疑を終了してください。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 塩原智恵美議員。

○10番（塩原智恵美君） ただいま議題となりました議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）について、修正動議を提出します。

○議長（北村直樹君） ただいま、塩原智恵美議員から修正動議が提出されました。

地方自治法第115条の3第1項の規定により、議員定数の12分の1以上の者の発議となりますので、修正動議は成立しました。

よって、直ちに議事日程に追加し、審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

本修正案の提案理由の説明を求めます。修正案を配付させます。

塩原智恵美議員、登壇し、修正案の説明を求めます。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）に対する修正案は、以下のと

おりです。

議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

歳入歳出予算補正、歳出、総務費、総務管理費、補正額4,928万4,000円、合計3億9,919万1,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、補正額71万9,000円、2億5,942万4,000円。

10款教育費、5項保健体育費、補正額ゼロ、計2,643万6,000円。

14款予備費、補正額5,420万円、計5,520万円。

歳出合計、補正額1億3,340万円、計28億9,800万円。

ご覧のとおり、歳入歳出合計に影響を与えるものではなく、それぞれの減額修正は予備費として計上しました。

詳細は最終ページをご覧ください。

節で説明します。総務費の財産管理費、12節委託料、この委託料は133万円といたしました。当初250万円でしたが、この中に旧役場庁舎の解体事業の設計費が含まれておりました。それを残しました。14節工事請負費、旧保育園建物解体工事全額削除。

3款民生費、子育て支援センター施設管理費の駐車場舗装改修工事です。これは私、現場を2か所確認しました。関係者にも話を伺いました。教育委員会の説明では、危険で命に関わるという説明でした。

わくわく館の不具合の場合は、今年に始まったことではありませんでした。随分昔から不具合が生じており、各所に不具合があります。これまでの施設管理者が放置したことによって事態が悪化し、さらに経費が修繕がかさんでいるという、そんな状況が見てとれました。

こうした修繕こそ、補正予算ではなく、しっかりとまとめて、予算編成まで時間があるために、実施計画に載せて、場合によっては年次計画の取組が必要かもしれません。550万円のできるかどうか、この積算が確認できる説明資料がございませんでしたので、評価できません。

次に、体育施設管理運営費です。運動広場駐車場舗装改修工事253万円、たまたま現場にテニスを楽しむ学生がいました。その方たちに、教育委員会が示したあの写真と併せながら聞いてみたところ、気に留めている様子はございませんでしたし、冬も利用しているけれども、危険を感じることもないということをしていました。私も現場を見ておりますので、これは注意看板で、しばらくはできるのではないかと判断したところでございます。

もし必要であるなら、これも予算編成の基礎資料となる実施計画に載せて、どういう補修

をするのか、そのところの詳細の説明も、これもございませんでしたので、全く分からない状況の中で、あれを全面舗装にして、どのように修繕するのか判断がつきません。

したがって、全額削除として、必要であれば当初予算に載せていけばいいと、そのように判断いたしました。

以上をもちまして、修正案の提案理由といたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） お諮りします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

これから、塩原智恵美議員から発議のありました議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）修正案について質疑を行います。修正案について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで修正案について質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

議案第46号に賛成の討論がありましたら、お願いいたします。

清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、議案第46号朝日村一般会計補正予算（第5号）、旧おひさま保育園解体関係経費及び子育て支援センターと運動広場駐車場舗装改修工事についての補正予算については賛成でございます。

先ほど、この議案について、質疑を伺っておりました。質疑の内容については、一般質問で行ったほうがいい内容だろうと、そういうふうに私は受け止めております。

賛成の理由ですが、まず第1に、今回の旧おひさま保育園解体関係費用補正予算は、あくまでも解体事業に必要として盛り込まれた予算であります。旧おひさま保育園建物の利活用につきましては、先ほど小林村長からもお話ありましたように、前中村村政から長期にわたって、議会も一緒になって利活用を議論してまいりました。その点は、議員の皆さんご承知のことと思います。

また、小林村政になってから、耐震性能問題及びアスベスト問題も浮き彫りになり、かつ、地元からも解体の要望が上がっておりました。小林村長が機会あるごとに、先ほどご説明をいただきましたように解体の方向が常に示されており、私たち議員も全員、その場で異論を申し上げずに、解体の承諾をしているということは既成の事実だというふうに受け取ってよろしいのではないかとこのように私は思います。

村民の意向確認は周辺だけにとどまっているという塩原議員の表現もございました。ほかの村民の意見は聞いていないんじゃないかということなんですけれども、私たち議員は全村民の代表者であること、私たち議員は、それなりの責任を持って、この場で議論をしているわけですから、周辺の住民だけの意見というふうに捉えるのではなくて、やっぱり我々村民代表の議会の議員が一応承認しているという点については、ほかの意見も伺っているというふうに、私は理解してもいいというふうに判断をいたします。

第2に、跡地利用について、村営住宅建設の案が示されております。村営住宅ありきで、その進め方に問題があるから解体事業補正予算に反対ということは、私は理解ができません。跡地利用に村営住宅建設の構想は、議会にも説明はありました。ただ、先ほど村長、それから提案議員の質疑の中にもありましたが、まだ議論の途中であって、確定した内容ではありませんというふうに私も理解をしております。ただし、周辺住民の説明、意見聴取、この段階で、これから議論をしていくという段階であると理解をしております。

進め方に問題があるということについては、これから跡地利用について、議会と行政との議論を深めていくわけですから、その段階で協議をし、どういう選択肢が、先ほど塩原議員からお話ありましたように、村民益にかなうかということ、これから判断すべき段階であるというふうに思います。

したがって、今回の解体事業費用の補正予算と村営住宅建設事業とは切り離して、議案の審議、採決を判断すべきだというふうに判断をいたします。

第3に、村の仕事にルールがあることはという議論が、先ほど質疑の中でもございました。私たち議員以上に行政当局はプロですから、十分に認識していると私は信じております。補正予算を組むということは、必然的に計画を見直し、優先順位を判断した上で議案を提出する。この件につきましては、先ほどの質疑の中で、小池副村長からも明確に示されております。

こうした補正予算を提出し、議会の承認を求めているわけですから、議会軽視などという言葉は、多分適切ではないというふうに私は考えます。まして、計画の存在意義を欠き、こ

の辺につきましては別のところで話があると思いますので、また話をしていきたいと思えます。

いずれにしても、私の考え方は、行政の進め方に課題があるとすれば、議会は意見書や答申書あるいは附帯決議案等をもって正していくというのが、議会の重要な使命である行政のチェック機能であると私は考えます。

第4に、子育て支援センターと運動広場駐車場舗装改修工事についてですが、公共設備の安全化を常に議会としても要求している事項であります。現状点検をする中で、特に子供たちが多く利用する子育て支援センター及び運動広場の敷地内に危険箇所が判明したとすれば、私は第一優先に、やはり補正を立てて、早急に対応すべきだというふうに考えます。

利用する子供たちがそこにおいて、実際に意見を伺ったということですが、やはり大きな行政の立場から考えても、少しでも危険を回避することについては、当然、子供たちの考え方もそうですが、行政としては先行してやっつけていくべきだと私は理解をします。

補修を見送ったことで、万一子供たちに危害が及んでからでは手遅れでございます。あるかないかは分からない、安全対策というのはセーフティー・アセスメントでございますから、やっぱり想定される危険に対して事前に対処していく、これが原理原則だというふうに思います。

これから冬に向かって、舗装の水たまりが凍結して、子供たちの転倒事故も大いに予測できることでもあります。私も常々、仕事柄、セーフティー・アセスメントに取り組んできたという経験もございます。こうした内容を踏まえて、舗装改修工事はぜひ実行すべきだろうというふうに考えます。

住民福祉を一生懸命向上させようとして努力している行政の対応の中で、その事業に大きな問題がなければ、やっぱり議会も前向きに一緒になって、その事業を進めていける、そういう位置づけが議会であると思えます。行政の事業運営に足かせとなるような存在であってはならないというのが、常々私が考えている議会の存在価値というふうに思います。

問題があれば、先ほど言ったように意見書、提案書あるいは附帯決議等々を踏まえて正していくということが、先ほど申しあげました議会の機能だというふうに理解しておりますので、以上のことから考えても、私は議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）、旧おひさま保育園解体関係費用及び子育て支援センターと運動広場駐車場舗装改修工事についての補正予算は賛成であります。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいま、議案第46号に賛成の討論がありました。

反対の討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 賛成、反対問わず、討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） それでは、修正案提出の塩原智恵美議員、討論があれば、それを求めます。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 私は、この補正予算（第5号）については反対です。

今、清沢議員が討論を述べられましたが、その討論の中に、解体と土地利用は切り離してという、そういう発言をされました。

私は、先ほど質疑の中で、村長は住宅を建設すると言っています。切り離せないんです。その中での解体をどうするかという、今そこがポイントです。これは切り離すと、清沢議員はおっしゃっていますけれども、村の提案は住宅を建設するための解体なんですから、その後、もし討論しようとしても、それが前提です。土地利用についての議論の余地はないと思います。したがって、私は反対です。

理由を述べます。

議員が賛成、反対の意思表示をする行為は、自らの意思決定に足る行政の説明を十分受けて、納得してできる行為です。今回の解体費について歴然としているのは、村営住宅の図面が、先ほど村長は、あれが正式だとおっしゃいましたから、そういうことだとしても、そういう分からない資料は行政は公表すべきではないと、基本的にそう思います。

それから、村長はこの件について、土地利用の関係については、さっき言ったとおりに住宅を造るという発言です。土地利用については様々な選択肢があるはずで、防災広場であれば、解体費用に国から財源が取れます。旧役場庁舎がそうです。みすみす4,500万円全部税金を使って解体する必要がなくなるんです。

もう一点です。村の仕事にはルールがあると認識しております。行政はプロだと、私もそう思っております。でも時には、絶対ということもないわけですね。さっき質疑の中で展開したように、見直すべき計画が見直されていない、そういったことです。その計画そのものを見直ししないということは、何のための計画なんだということになります。計画は要らな

いということになります。こうしたこと一つ一つが、行政のプロのやる仕事として問われるところだと私は思います。

こうした計画については、しっかりとその存在の意義というものを、行政のほうはプロですから捉えていただいて、その計画に基づいた説明をしっかりと村民にし、先ほど来、清沢議員が言っていることと村長とかみ合っていないところが土地利用なんですけれども、それは既に歴然としている部分なんです。そうしたことは、議会に対する説明不足ということは明らかに分かる点だと思います。そういったことも許すのかどうかという、そういったところですよ。

したがって、十分な説明を受けず、理解しないまま議決するという重いこの意思表示は、村民の負託を受けた議員として私はできません。今回の反対という判断は、単に金額の削除を求めるものではなく、村が自ら決めた重要なルールという行政の根本をないがしろにしており、こうした一連の対応を是とするか非とするかというところもポイントだと私は思っております。このことを是とすることは、私は議員として、村民に説明ができないというふうに考えております。

今後も様々な場面があると思います。そうしたところに、やはり民主的な行政をするということは、議会はその根幹をなす、そういう認識の上、清沢議員も認識されているということをおっしゃっておりますが、私もそれは同様でございます。ただし、説明不足ということに至るような、これは議会軽視といっても仕方がないことなんです。そう思います。

取りあえず、私のこういったいろんな考え方というのは、議員の皆様、それぞれのお手元にあります議員必携というものに基づいて述べております。

以上です。

○議長（北村直樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。本案について、初めに塩原智恵美議員から提出されました修正案を採決し、修正案が可決された場合は、次に、修正部分を除く原案につき採決します。また、修正案が否決された場合は原案につき採決します。

まず、塩原智恵美議員から提出された修正案について、起立により採決を求めます。

塩原智恵美議員から提出された修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立少数です。

したがって、塩原智恵美議員から提出された修正案は否決されました。

次に、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 中村文映議員。

○7番（中村文映君） 議案第46号に対する附帯決議案を提出します。

○議長（北村直樹君） ただいま、中村文映議員から、議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議案が提出されました。

朝日村議会会議規則第14条第1項の規定により、附帯決議案は成立いたしました。

附帯決議案の提案理由の説明を求めます。附帯決議案を配付させます。

中村文映議員、登壇し、附帯決議案の説明を求めます。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 附帯決議案についてご説明申し上げます。

議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議案。

令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）の施設解体事業設計業務委託、旧保育園建物解体工事において、朝日村個別施設計画には令和3年度解体費用に500万円が計上されるも、実施計画案には掲載されないこれらの事業を9月定例会に補正予算として計上することは、村行政の事業の計画性・正当性を自ら否定するものであります。

また、令和3年5月の朝日村議会全員協議会で、村は議会に説明したとするが、それはあくまで村営住宅の建設構想の図面4案を示したもので、議会はその時点で事業の実施を承認したのではなく、説明を受けた段階のものである。そんな状況にあるにもかかわらず、村は区長会、地区長会に、この事業について議会承認を受けたかのごとく実施の計画を説明しています。

驚くことに、そこに示された設計図面は議会に示されたものとは全く別物であった。さらに、それ以降、村が旧保育園周辺住民に事業説明として配布した図面は、さらに別物になっ

ていた。このような行政の事業への取組姿勢は村民及び議会への誠実さを欠き、大変ゆゆしき問題である。

しかし、議会は、旧保育園の利活用を村が長年にわたって模索してきたこと、建物にアスベストが使用されていることが判明したこと、長年放置により建物の傷み、敷地に猿やハクビシンが出没するなど、周辺住民からの環境悪化への不安、取壊し要請が出ていることを受け、9月定例会に提出された補正予算案、施設解体事業設計業務委託、旧保育園建物解体工事費4,750万円を含めて補正予算を議決した。

以上のことから、議会は今後の事業計画立案及び本事業実施に対して、以下の点に留意して適切な対応を求めるものである。

1、今後増大が予想される公共施設の維持・修繕に当たり、村の財政計画、実施計画、個別施設計画等の長期的視点に立って、当初予算に計上するよう努めること。

2、事業を進めるに当たり、十分な検討期間を設けるとともに、多様な村民の意見を集約し、検討すること。また、その検討経過と結果を速やかかつ丁寧に村民や議会に公表すること。

3、今事業の更地になる旧保育園跡地の利用については、様々な可能性を考慮して、村民及び議会の理解、承認を経て進めること。

以上、決議する。令和3年9月17日、朝日村村議会。

以上、附帯決議案提案理由の説明であります。よろしくご審議を賜ります。

○議長（北村直樹君） お諮りします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定しました。

これから、中村文映議員から発議のありました議案第46号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議案について質疑を行います。

附帯決議案について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから附帯決議案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、附帯決議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和3年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和2年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和2年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和2年度朝日村下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。
したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎追加議案 発議第3号及び発議第4号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第6、発議第3号及び日程第7、発議第4号の議案を上程します。
提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。
それでは、ここで暫時休憩を取ります。
再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○議長（北村直樹君） ただいまより本会議を再開いたします。

◎発議第3号及び発議第4号の議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第8、ただいま提出されました発議第3号及び発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

この際、お諮りいたします。発議第3号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定しました。

発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

上條昭三議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番（上條昭三君） それでは、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出理由を説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異種の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしております。国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても、財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増高が見込まれる社会保障への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

このことから、国における令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、コロナ禍による厳しい財政状況に対処した地方税財源の充実を求めるため、衆参両院、関係行政庁へ意見書を提出したいと思います。

この意見書への議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

◎発議第3号及び発議第4号の議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第9、議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

[全 員 協 議 会]

再開 午前10時55分

○議長（北村直樹君） 本会議を再開します。

◎発議第3号及び発議第4号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第10 発議第3号及び発議第4号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第12 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君）　ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可します。

小林村長。

〔村長　小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、多くの案件、特に決算認定を含め、ご審議をいただきました。附帯決議のついた案件もございましたが、可決をいただきまして、ありがとうございました。

一般質問や議案審議において、朝日村の抱える問題点や課題、言い換えれば村の足りていない部分について、いろいろご議論をいただきました。特に防災・減災、安心・安全に関わる問題点につきましては、早急に対処、方向づけをしてまいる所存でありますので、お願いいたします。

そして、先ほどの附帯決議の件につきましては、非常に重く受け止めております。我々行政執行側といたしましても、議員の皆様と共に、いろいろな重要案件を進めていくというのは、これは当たり前の話であります。今回の保育園の解体またはその跡地利用におきましては、議員の皆様とは同じ歩調で歩いているという認識の下、作業を進めてまいりました。

しかし、これだけの大きなずれがあるということは明白な事実でございますので、先ほど答弁の中でもご提案を申し上げたとおり、もう少し常日頃からコミュニケーション、月一週以上、コミュニケーションを深めるために、両委員会の在り方または、そういった委員会を利用して協議を深める場があってもいいんじゃないかと。これは全員でやる必要ありませんので、そういった両委員会が活用できたらなというふうに思っております。

その辺も私の一存ではいきませんので、また議員の皆様と相談を申し上げる中で、そういった手もあるんじゃないかということをご提案申し上げます。そういったことが感想でございます。

台風14号も近づきつつあります。まだまだ台風シーズンが続きますので、村民の皆様方におかれましては、避難指示等出ましたら、自分のこととして捉え、早め早めの行動をよろしくお願いいたします。

まだまだコロナ感染が継続します。そちらも併せて、みんなで対処してまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

今議会、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年度朝日村議会9月定例会を閉会といたします。

皆様、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員